

# 2

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2019 第764号

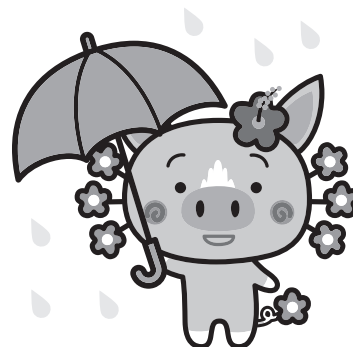
- 特集1 消費税増税と軽減税率
- 特集2 新春講演会 講演録





## CONTENTS

|  |    |
|--|----|
| 特集1 消費税増税と軽減税率                                 | 1  |
| 特集2 新春講演会 講演録                                  | 41 |
| ●「私の経営理念～人を活かす経営～」<br>川原 正孝 氏(株式会社ふくや 代表取締役会長) |    |
| 組合インタビュー                                       | 47 |
| ●事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会                            |    |
| 元気を出そう！がんばれ中小企業                                | 51 |
| ●有限会社宮畳工場                                      |    |
| 中央会の動き   | 56 |
| 教えてぐりぶー！組合運営                                   | 60 |
| ●第58回 「監査の実施時期」について                            |    |
| 業界情報   | 61 |
| 平成30年12月 情報連絡員報告                               |    |
| 倒産概況   | 64 |
| 平成31年1月 鹿児島県内企業倒産概況                            |    |
| 中央会関連主要行事予定                                    | 65 |



# 消費税増税と軽減税率



いよいよ2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

本稿では、関連する情報とともに中小企業が取り組むべき内容について紹介することとします。

## ～消費税引き上げの理由～

なぜ消費税が引き上げられるのか、については、財務省のホームページで以下のように見解が示されています。

“今後、少子高齢化により、現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていきます。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することとなります。

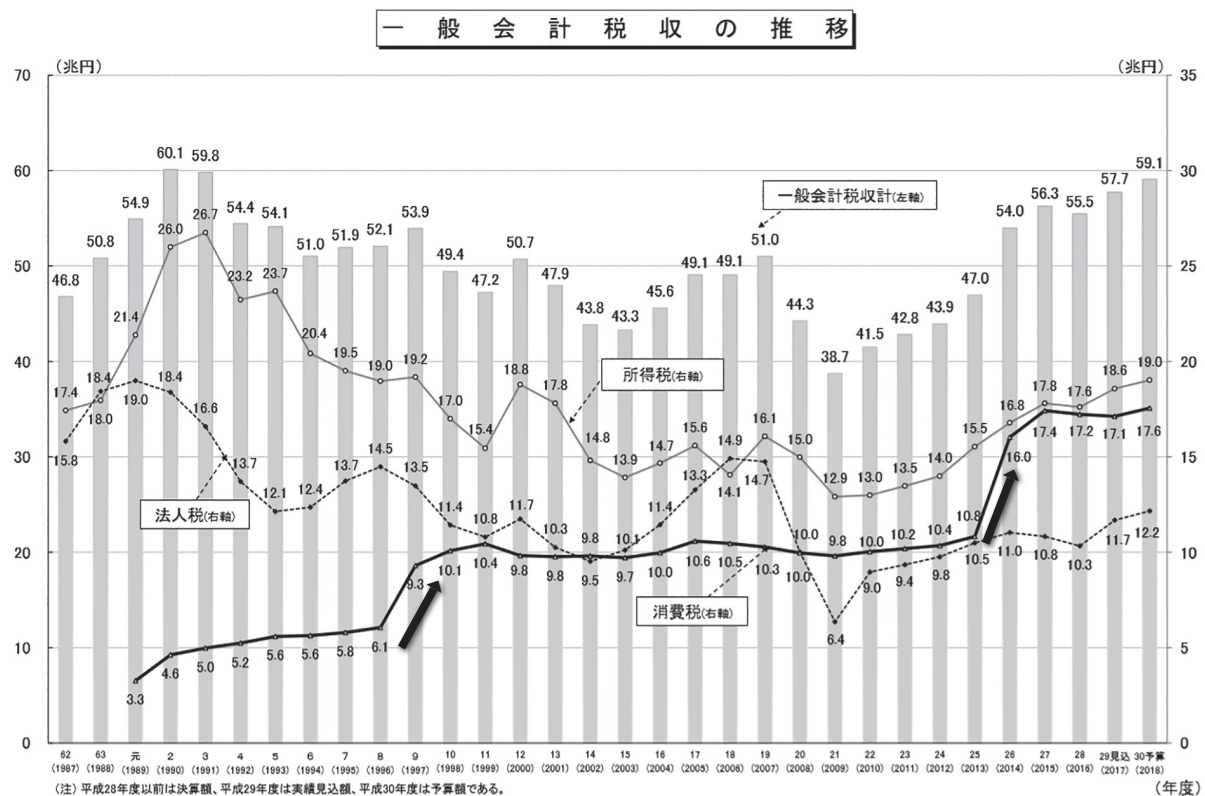
特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えられます。

また、所得税や法人税の税収は不景気のときに減少していますが、消費税は税収が経済動向に左右されにくく安定した税と言えます。”

## ～消費税の歴史～

|       |   |
|-------|---|
| 1979年 | 当時の大平首相が財政再建のため、「一般消費税」導入を閣議決定。同年10月の総選挙中に導入断念を表明したが、大幅に議席を減らす。 |
| 1987年 | 当時の中曽根首相が「売上税」法案を国会に提出。小売業界をはじめとする反対に遭い、同年5月に廃案。                |
| 1988年 | 消費税法が成立。  |
| 1989年 | 消費税法を施行。税率は3%。  |
| 1994年 | 当時の村山内閣で消費税率を3%から4%に引き上げ、さらに地方消費税1%を加える税制改革関連法が成立。              |
| 1997年 | 消費税率を5%に引き上げ。   |
| 2012年 | 消費税率を2014年に8%、2015年に10%に引き上げる法案を提出。8月10日、参院本会議で可決成立。            |
| 2014年 | 消費税率を8%に引き上げ。   |
| 〃     | 2015年10月の税率10%への引き上げを2017年4月に1年半延期。                             |
| 2016年 | 2017年4月の税率引き上げを2019年10月に2年半延期。                                  |
| 〃     | かねてから議論されてきた軽減税率導入を正式に表明  |
| 2019年 | 10月より消費税率を10%に引き上げ（予定）。軽減税率導入（予定）。                              |

## ～税収の推移～



増税後、消費税の税収が大きく増加していることが一目瞭然である。



## 第1章 軽減税率の概要

### 1 軽減税率とは

軽減税率とは、平易に言えば、特定の商品の消費税率を一般的な消費税率より低く設定するルールです。

軽減税率の導入は、「低所得者へ経済的な配慮をする」という目的のもとで進められています。

具体的には、所得に関係なく一律の割合で納める必要のある消費税について、生活する上で必須となる食料品などの税率を低くするというものです。

| 区分      | 適用時期 | 現 行                   | 2019年10月1日（軽減税率制度実施）   |                       |
|---------|------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
|         |      |                       | 軽減税率                   | 標準税率                  |
| 消 費 税 率 |      | 6.3%                  | 6.24%                  | 7.8%                  |
| 地方消費税率  |      | 1.7%<br>(消費税額の 17/63) | 1.76%<br>(消費税額の 22/78) | 2.2%<br>(消費税額の 22/78) |
| 合 計     |      | 8.0%                  | 8.0%                   | 10.0%                 |

(注) 消費税等の軽減税率は、現行と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。

### 2 対象品目はどうなるの？

軽減税率の対象品目は大きく2つになります。

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞（定期購買契約に基づくもの）

#### 軽減税率の対象品目

##### 飲食料品



飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

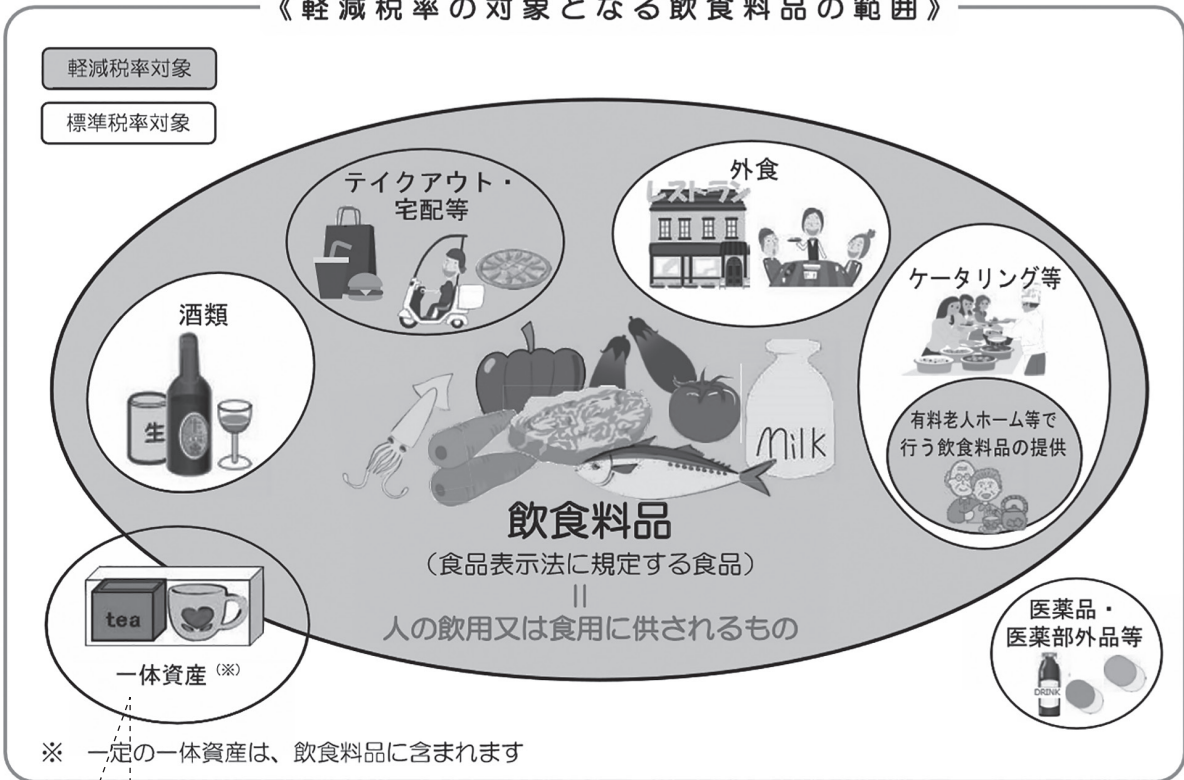
※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

##### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

ただし、対象品目に該当するには、要件が定められていますので、注意が必要です。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



### ※一体資産とは

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子（右図参照）のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

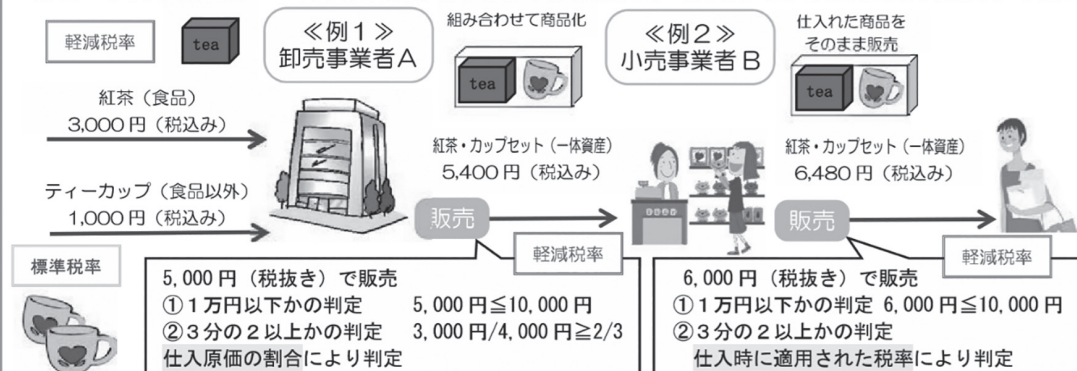


### 「食品の価額の占める割合」の具体例

事業者の販売する商品や販売実態等に応じて、例えば、次の《例1》・《例2》のように事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

《例1》卸売事業者A：一体資産の販売に係る原価のうち食品の原価の占める割合で判定

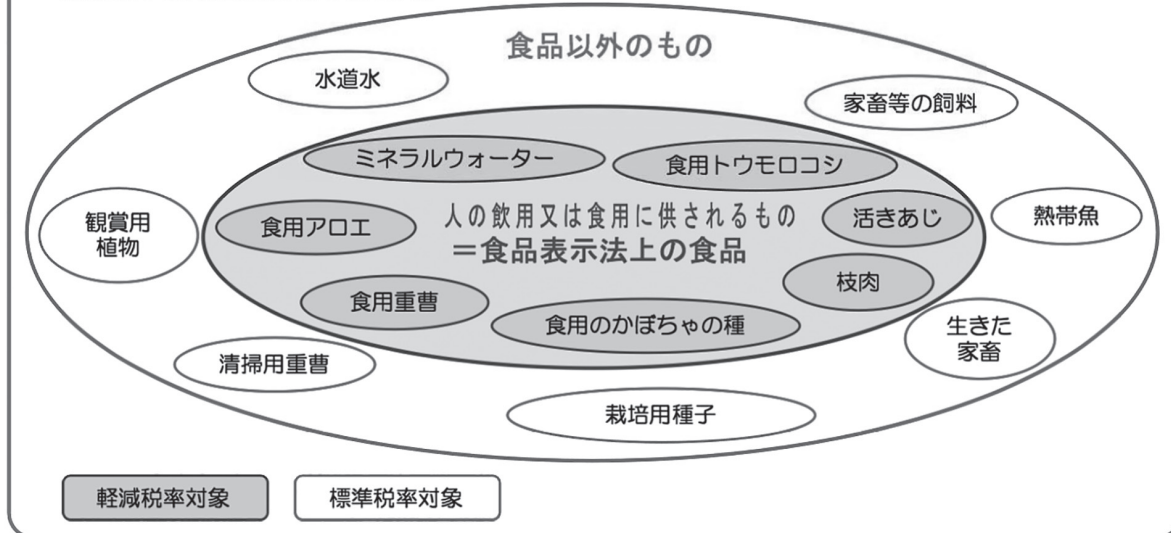
《例2》小売事業者B：一体資産を仕入れてそのまま販売しており、仕入先が適用した税率で判定





## 《取引時の用途による適用税率の判定イメージ》

人の飲用又は食用以外の用途に供するもの（食品表示法上の「食品」以外のもの）として取引される場合には、たとえ飲食が可能なものであっても、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の対象とはなりません。



### 【比較対照表】

| 軽減税率                     | 標準税率              |
|--------------------------|-------------------|
| 家畜の枝肉                    | 生きた家畜             |
| コーヒーの生豆                  | 家畜の飼料、ペットフード      |
| もみ（米）                    | コーヒーの生豆の加工        |
| 種子（飲食用）                  | 種もみ               |
| 水                        | 苗木、種子             |
| みりん風調味料<br>（酒類に該当しないもの）  | 水道水（原則）           |
| ノンアルコールビール、甘酒            | 賞味期限切れの食品         |
| 酒類を原料とした菓子（原則）           | みりん、料理酒           |
| 酒類の原材料となる食品              | 酒類の原料となる酒類        |
| 添加物                      |                   |
| 栄養ドリンク<br>（医薬品等に該当しないもの） | 栄養ドリンク<br>（医薬部外品） |
| 健康食品、美容食品（原則）            |                   |
| 保冷剤（無償）                  | お菓子用の個別包装紙        |
|                          | 保冷剤（有償）           |
|                          | カタログギフト           |

## 適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

- 例)・食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率  
・清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率

## 3 外食・ケータリング等について

外食やケータリング等は、軽減税率の対象とはなりません。

ただし、テイクアウトや出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

### 外食とは…

飲食店業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供



### テイクアウトは…

飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象

※「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

### ケータリング等とは…




相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供



### 出前・宅配は…

出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象



| 軽減税率（外食等に該当しない）   | 標準税率（外食等に該当する）  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋台での飲食料品の販売<br/>※その屋台に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合</li> <li>●イートインスペース付のコンビニエンスストアでの持ち帰り販売（持ち帰りとして販売される飲食料品の譲渡）<br/>※顧客に対して店内飲食か持ち帰りか的意思確認等を行うことで判定</li> <li>●ファストフード店でのテイクアウト<br/></li> <li>●公園のベンチでの飲食<br/>※飲食料品を提供する者と公園の設置者等の間でベンチの利用について合意等なく、誰でもベンチを利用できる場合</li> <li>●列車内の移動ワゴン販売</li> <li>●映画館の売店での飲食料品の販売<br/>※その売店に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合</li> <li>●そばの出前、ピザの宅配<br/></li> <li>●学校給食</li> <li>●有料老人ホーム等での一定の飲食料品の提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●セルフサービスの飲食店</li> <li>●屋台での飲食料品の販売<br/>※その屋台に飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合</li> <li>●イートインスペース付のコンビニエンスストアでの食事の提供（トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合、顧客が店内飲食の意思表示をした場合）</li> <li>●ファストフード店での店内飲食</li> <li>●飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る場合</li> <li>●公園のベンチでの飲食<br/>※飲食料品を提供する者と公園の設置者等の合意等により、顧客にベンチを利用させている場合</li> <li>●列車内の食堂施設での飲食</li> <li>●カラオケボックスでの客室での飲食</li> <li>●映画館の売店での飲食料品の販売<br/>※その売店が飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合</li> <li>●料理代行サービス</li> <li>●学生食堂<br/></li> </ul> |

## ＼教えて！軽減税率！／

Q1

飲食料品を販売する際に使用する容器は、どうなるの？

A1

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。

※包装材料等の仕入れは、軽減税率の対象となる課税仕入れには該当しません。

## 4 新聞について

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期契約に基づく譲渡をいいます。

「週2回以上の発行」とは、通常発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日等、休刊日により週1回の発行となる週があったとしても、通常発行の週において2回以上発行されていれば、週2回以上発行される新聞に該当します。

また、「定期購買契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給する契約をいいます。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購買契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。

## ＼教えて！軽減税率！／

Q2

インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、どうなるの？

A2

インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しませんので、軽減税率の対象とはなりません。



## 第2章 日常業務への影響

### 1 日々の取引や経理への対応

事業者は日々の業務において、異なる税率ごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行う必要があります。

具体的には、軽減税率の対象となる商品を取り扱っている事業者（飲食料品の卸売・小売、食品製造、外食等の業種）はもとより、軽減税率の対象となる商品の売上げがない事業者や、課税事業者と取引を行う免税事業者も、次のような対応が必要となる場合があります。

| 必要な対応  |   |
|--|---|
| <p><b>課税事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽減税率の対象となる商品の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある課税事業者<br/>例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）</li> <li>軽減税率の対象となる商品の仕入れ（経費）のみがある課税事業者<br/>例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等</li> </ul> | <p>① 交付する請求書等は、区分記載請求書等へ（2023年10月1日からは、適格請求書等へ）</p> <p>② 取引先から、区分記載請求書等（2023年10月1日からは、適格請求書等）を受領し、日々の取引を税率の異なるごとに記帳（区分経理）</p> <p>③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算</p> <p>※ 仕入れ（経費）のみがある課税事業者の場合には②と③の対応が必要</p> |
| <p><b>免税事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽減税率の対象となる商品の売上げがある免税事業者</li> </ul>   | <p>・課税事業者と取引を行う場合には、区分記載請求書等（免税事業者は、適格請求書の発行はできません。）の交付を求められる場合があります。</p>   |

#### 課税事業者とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間<sup>※</sup>の課税売上高が1,000万円をこえる事業者
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ その他の消費税法の規定により納税義務が免除されない事業者

#### 免税事業者とは

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く。）をいいます

※ 個人事業主の場合は原則として前々年、法人の場合は原則として前々事業年度

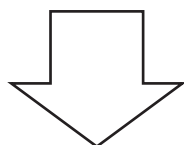
## 2 日常業務における確認ポイント（概略）

日々の業務で対応が必要となるポイントについて見ていきましょう。

### 仕入れ（経費）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（P12参照）では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

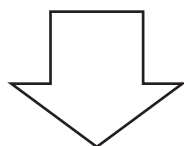
軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。



### 売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付する（適格請求書等保存方式における記載事項は、P33参照）。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。



### 申告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。



- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する。
- 軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認する。
- 売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。



## 3 施行の全体スケジュール

2019年10月からは、「区分記載請求書等保存方式」が、2023年10月からは、「適格請求書等保存方式（通称：インボイス制度）」が導入されます。

|                           | 請求書等保存方式<br>(現行)  | 区分記載請求書等保存方式<br>(2019年10月～)  | 適格請求書等保存方式<br>(2023年10月～)   |
|---------------------------|---|--|---|
| 税率                        | 8.0%<br>(消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%)   | ○ 軽減税率 8.0% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)<br>○ 標準税率 10.0% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%)  |   |
| 請求書等                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>発行者の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額（税込み）</li> <li>受領者の氏名又は名称</li> </ul> | <p>請求書の記載事項</p> <p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①軽減対象資産の譲渡等である旨</li> <li>②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）</li> </ul> <p>※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可</p> | <p>請求書の記載事項</p> <p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①登録番号</li> <li>②税率ごとの消費税額及び適用税率</li> </ul> <p>※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額</p> |
|                           | <p>交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし</p> <p>※ 免税事業者も発行可</p>   |  | <p>交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり</p> <p>※ 免税事業者は発行不可</p>  |
| 仕入税額控除の要件                 | <p>帳簿及び請求書等の保存が要件</p> <p>※ 免税事業者からの仕入税額控除可</p>  | <p>帳簿及び区分記載請求書等（交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。）の保存が要件</p> <p>※ 免税事業者からの仕入税額控除可</p>   | <p>帳簿及び適格請求書等の保存が要件</p> <p>※ 免税事業者からの仕入税額控除不可</p> <p>ただし、以下の特例あり。</p> <p>2023年10月～2026年9月 80%控除可</p> <p>2026年10月～2029年9月 50%控除可</p>                             |
|                           | <p>せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可</p>  |  | <p>一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可</p>  |
|                           | <p>中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p>  |  | <p>請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p>  |
|                           | <p>3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p>  |  | <p>原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要</p>  |
| 適格請求書発行事業者登録制度            |   |  | <p>2021年10月から申請受付・登録開始</p> <p>※ 課税事業者のみ登録可</p>  |
| 税額計算                      | <p>取引総額からの「割戻し計算」</p>   | <p>税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</li> <li>適格請求書の税額の「横上げ計算」のいずれかの方法によることが可</li> </ul>  |
| 売上税額の計算の特例 <sup>(注)</sup> |   | <p>軽減税率対象売上げのみなし計算（4年間）</p>  |   |
| 仕入税額の計算の特例 <sup>(注)</sup> |   | <p>軽減税率対象仕入れのみなし計算（1年間）</p>  |   |
|                           |   | <p>簡易課税制度の届出の特例（1年間）</p>   |   |

(注) 税額計算の特例は、中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）のみに適用が認められます。

## 4 区分記載請求書等保存方式

この節では、区分記載請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件とされている、保存すべき帳簿や区分記載請求書等の記載等について説明します。

### 1. 区分記載請求書等保存方式の概要

#### (1) 区分経理

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、税率ごとに区分経理を行う必要があります。

#### (2) 区分記載請求書等保存方式

現行、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。

2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、この仕入税額控除の要件について、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、その仕入れが軽減税率の対象となる資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が要件とされます。

#### ① 帳簿の記載事項

現行の記載事項に加え、課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、その旨の記載が必要となります。

#### 帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

#### 【帳簿の記載例】

|     |    | 総勘定元帳（仕入） |          | （税込経理） |           |
|-----|----|-----------|----------|--------|-----------|
| XX年 | 月  | 日         | 摘要       | 税区分    | 借方<br>(円) |
| 11  | 30 | △△商事(株)   | 11月分 日用品 | 10%    | 88,000    |
| 11  | 30 | △△商事(株)   | 11月分 食料品 | 8%     | 43,200    |
| ②   |    | ①         | ③        |        | ④         |



## ② 区分記載請求書等の記載事項

現行の記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- 課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- 軽減税率と標準税率を税率が異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

なお、この2つの記載事項については、請求書等の交付を受けた事業者による、取引事実に基づく追記が認められています。

区分記載請求書等の記載事項

【区分記載請求書等に記載すべき事項】

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 ①

△△商事㈱

XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

| 日付    | 品名     | 金額       |
|-------|--------|----------|
| 11/1  | 魚(8%)  | 5,400円   |
| 11/1  | 牛肉(8%) | 10,800円  |
| 11/2  | キッチンバー | 2,200円   |
| ⋮     | ⋮      | ⋮        |
| 合計    |        | 131,200円 |
| 10%対象 |        | 88,000円  |
| 8%対象  |        | 43,200円  |

④

また、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除の適用を受けるためには、これまで同様、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています。

## 2. 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点

### (1) 帳簿の記載に関する留意点

#### ① 「課税仕入れに係る資産の内容」の記載

帳簿への「課税仕入れに係る資産の内容」の記載は、請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することまで求めているものではありません。商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく、軽減税率の対象となるものか、それ以外のものであるかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

② 「軽減対象資産の譲渡に係るものである旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡に係るものである旨」の記載は、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります（具体的には、以下の記載例を参照）。

③ 一定期間のまとめ記載

一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載することとして差し支えありません。

**【参考】 一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例**

**請求書**

株〇〇御中 XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

| 日付    | 品名       | 金額       |
|-------|----------|----------|
| 11/1  | 小麦粉 ※    | 5,400円   |
| 11/1  | 牛肉 ※     | 10,800円  |
| 11/2  | キッチンペーパー | 2,200円   |
| ⋮     | ⋮        | ⋮        |
| 合計    |          | 131,200円 |
| 10%対象 |          | 88,000円  |
| 8%対象  |          | 43,200円  |

※は軽減税率対象品目

株〇〇物産

① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。

② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳 【仕入勘定】 (税込経理)

| XX年  |    | 摘要   | 借方 (単位:円) |
|--|----|--|-----------|
| 月  | 日  |  |           |
| 11   | 30 | 株〇〇物産 雑貨(11月分)   | 88,000    |
| 11   | 30 | 株〇〇物産 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※食料品(11月分)</span> ① | 43,200    |
| ⋮  | ⋮  | ⋮  | ⋮         |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(※:軽減税率対象品目)</span> ② |    |  |           |

(2) 区分記載請求書等の記載に係る留意点

① 「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載

「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

## ② 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに8%や10%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡である旨」の記載があると認められます。

イ 請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」や「☆」といった記号・番号などを表示し、かつ、「※（☆）は軽減対象」などと表示し、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡である旨」を別途・明らかにしている場合【記載例1参照】

ロ 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例2参照】

ハ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、当該請求書に記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例3参照】

## 区分記載請求書等の範囲等

- 区分記載請求書等には、法定の記載事項が記載された次の書類も含まれます。
  - ✓ 領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなど、取引の事実を証する書類
  - ✓ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、区分記載請求書等の記載事項が記載されているもの（相手方の確認を受けたものに限ります。）
  - ✓ せり売り等の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
- なお、取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど、請求書等の交付を受けることが困難な場合、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たします。ただし、この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡に係るものである旨」を記載する必要があります。



### 【記載例1】記号・番号等を使用する場合

- ① 軽減税率の対象には「※」などを記載
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載



| 請求書               |          |           |
|-------------------|----------|-----------|
| (株)〇〇御中           |          | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円(税込) |          |           |
| 日付                | 品名       | 金額        |
| 11/1              | 小麦粉 ※ ①  | 5,400円    |
| 11/1              | キッチンペーパー | 2,200円    |
| 11/2              | 牛肉 ※ ①   | 10,800円   |
| ⋮                 | ⋮        | ⋮         |
| 合計                |          | 131,200円  |
| ②                 | 10%対象    | 88,000円   |
|                   | 8%対象     | 43,200円   |

※は軽減税率対象品目 ③

△△商事(株)

### 【記載例2】同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

| 請求書               |          |           |
|-------------------|----------|-----------|
| (株)〇〇御中           |          | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円(税込) |          |           |
| 日付                | 品名       | 金額        |
| 11/1              | 小麦粉      | 5,400円    |
| 11/2              | 牛肉       | 10,800円   |
| ⋮                 | ⋮        | ⋮         |
| ①                 | 8%対象 小計  | ② 43,200円 |
| 11/1              | キッチンペーパー | 2,200円    |
| ⋮                 | ⋮        | ⋮         |
| ①                 | 10%対象 小計 | ② 88,000円 |
| 合計                |          | 131,200円  |

△△商事(株)

### 【記載例3】税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合

- 軽減税率対象分
- 標準税率対象

| 請求書              |     |           |
|------------------|-----|-----------|
| ① (軽減税率対象)       |     |           |
| (株)〇〇御中          |     | XX年11月30日 |
| 11月分 43,200円(税込) |     |           |
| 日付               | 品名  | 金額        |
| 11/1             | 小麦粉 | 5,400円    |
| 11/2             | 牛肉  | 10,800円   |
| ⋮                | ⋮   | ⋮         |
| ②                | 合計  | 43,200円   |

△△商事(株)

| 請求書              |          |           |
|------------------|----------|-----------|
| (株)〇〇御中          |          | XX年11月30日 |
| 11月分 88,000円(税込) |          |           |
| 日付               | 品名       | 金額        |
| 11/1             | キッチンペーパー | 2,200円    |
| ⋮                | ⋮        | ⋮         |
| ②                | 合計       | 88,000円   |

△△商事(株)

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

## ③ 一定期間のまとめ記載

日々の取引内容については、納品書等に記載され、一定期間の納品についてまとめて請求書が交付される場合において、納品書と請求書との相互関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。

この場合、請求書に記載する取引年月日については、対象となる一定期間を記載すればよく、また、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、同一の商品をまとめて記載して差し支えありません。

### 【一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例】

**請求書**

株〇〇御中  
XX年11月分  
(XX年11月1日～11月30日)

108,800円(税込)

| 品名     | 金額       |
|--------|----------|
| 肉類 ※ ① | 32,400円  |
| 野菜 ※ ② | 10,800円  |
| 酒      | 22,000円  |
| 雑貨     | 11,000円  |
| ⋮      | ⋮        |
| 合計     | 108,800円 |
| 10%対象  | 44,000円  |
| 8%対象   | 64,800円  |

※は軽減税率対象品目

(株)〇〇物産

**納品書**

株〇〇御中

**納品書**

株〇〇御中

**納品書**

株〇〇御中

(株)〇〇物産

下記の商品を納品いたします。

XX年11月1日

| 品名      | 金額      |
|---------|---------|
| 牛肉 ①    | 5,400円  |
| じゃがいも ② | 2,160円  |
| 割り箸     | 1,100円  |
| ビール     | 3,300円  |
| 合計      | 11,960円 |

(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

## 教えて！軽減税率！

**Q3**

取引の全てが軽減税率の対象となる場合であっても、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は必要ですか？

**A3**

請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載するなどし、その請求書等に記載された全ての取引が軽減税率の対象となることが客観的に明らかになる程度の記載が必要となります。

## 教えて！軽減税率！

Q4

取引に軽減税率の対象となるものがない場合であっても、請求書等に「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「8% 0円」といった記載は必要ですか？

A4

「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載については、標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は要しません。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

| 請求書               |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| 欄〇〇御中             |       | XX年11月30日 |
| 11月分 110,000円(税込) |       |           |
| 日付                | 品名    | 金額        |
| 11/1              | ティッシュ | 550円      |
| 11/2              | ボールペン | 3,300円    |
| 11/2              | カーテン  | 22,000円   |
| ⋮                 | ⋮     | ⋮         |
| 合 計               |       | 110,000円  |
| △△商事(株)           |       |           |

### ④ 請求書等への追記

区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除を行うために保存すべき請求書等には、これまでの請求書等への記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の2項目の記載が必要となります。

しかしながら、請求書等を発行する事業者がこれらの記載事項に対応できないことも考えられますので、これらの記載がない請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記することができます。



請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の2項目に限られます。例えば、品目等の請求書等に記載されているその他の記載事項についてまで追記することは認められていません。

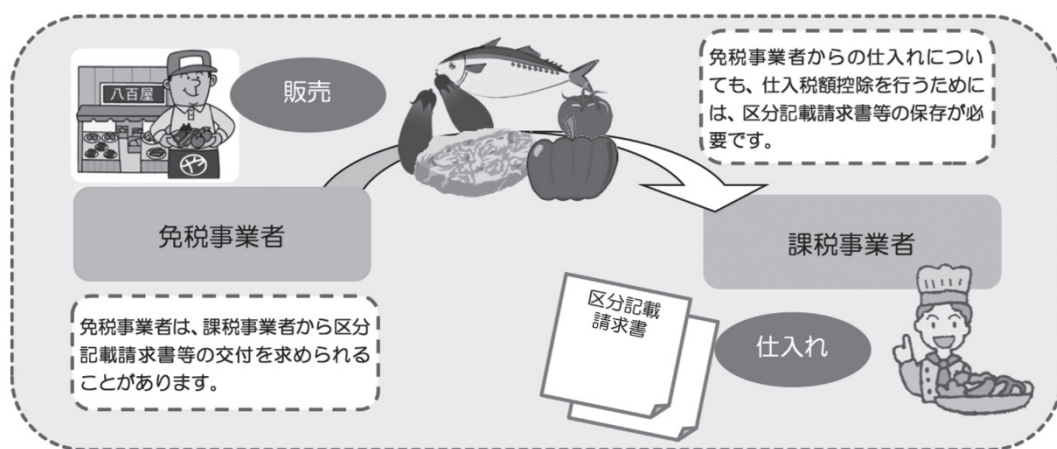


## ⑤ 免税事業者からの仕入れについて

免税事業者からの仕入れについても現行と同様、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、免税事業者からの仕入れであっても、これまでの請求書等への記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載のある区分記載請求書等の保存が必要となります。

※ 前記④のとおり、この2項目について記載がない場合には、請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、自ら追記することができます。



## 5 税額計算

軽減税率の下では、税率ごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れ等に係る消費税額を計算することになります。

この節では、軽減税率制度下での税額計算の方法について説明します。

### 1. 納付税額の計算方法

消費税の納付税額は次の算式により計算します。

#### イ 消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

#### ロ 地方消費税額の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \frac{22}{78}$$

#### ハ 納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

## 2. 課税売上げに係る消費税額

課税売上げに係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分とに区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

|                      | 課税標準額                    | 税率                 |
|----------------------|--------------------------|--------------------|
| ① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額 | 軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み） | $\frac{6.24}{100}$ |
| ② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額 | 標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み） | $\frac{7.8}{100}$  |
| 課税売上げに係る消費税額         | ① + ②                    |                    |

## 3. 課税仕入れ等に係る消費税額

課税仕入れ等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。

### (1) 一般課税

一般課税における課税仕入れ等に係る消費税額は、国内における課税仕入れに係る消費税額と外国貨物の引取りに係る消費税額を計算します。

|               |   |   |   |                 |
|---------------|---|---|---|-----------------|
| 課税仕入れ等に係る消費税額 | = | 国内における課税仕入れに係る消費税額  | +   | 外国貨物の引取りに係る消費税額 |
|               |   | $\text{課税仕入れの合計額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$ |   |                 |
|               |   | ※ 税率の異なるごとに区分した消費税額を計算し、それらを合計します。  | 保税地域から引き取った外国貨物に課された、又は課されるべき消費税額<br>※ 飲食料品には軽減税率が適用されます。 |                 |

### (2) 簡易課税

簡易課税制度における課税仕入れ等に係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額に事業に応じた一定の「みなし仕入れ率」を掛けて計算します。

|               |   |              |   |         |
|---------------|---|--------------|---|---------|
| 課税仕入れ等に係る消費税額 | = | 課税売上げに係る消費税額 | × | みなし仕入れ率 |
|---------------|---|--------------|---|---------|

## 4. 売上対価の返還等に係る税額控除

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品を受けたり、値引き、割戻し、割引をしたことにより、売上対価の返還等<sup>(注1)</sup>を行った場合には、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します<sup>(注2)</sup>。

※ 売上対価の返還等につき、軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

$$\boxed{\text{売上対価の返還等の金額に係る消費税額}} = \boxed{\text{売上対価の返還等の金額 (税込み)}} \times \boxed{\frac{6.24}{108}} \text{ 又は } \boxed{\frac{7.8}{110}}$$

(注1) 課税資産の譲渡等の対価の額(税込価額)の全部もしくは一部の返還又はその課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部もしくは一部の減額をいいます。  
(注2) 売上対価の返還等の金額等の明細を記録した帳簿の保存が要件です。  
また、売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

### ■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…?

売上対価の返還等に係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていない時は、売上対価の返還額の金額(税込み)に、その売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額(税込み)のうち軽減税率の対象となる金額(税込み)が占める割合を掛けて算出した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る売上対価の返還等の金額として、税率ごとの売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算することができます。

$$\boxed{\text{【軽減税率分】売上対価の返還等の金額 (税込み)}} = \boxed{\text{売上対価の返還等の金額 (税込み)}} \times \boxed{\frac{\text{分母のうち軽減税率の対象となる金額 (税込み)}}{\text{売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額 (税込み)}}}$$

## 5. 貸倒れに係る税額控除

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れ<sup>(注3)</sup>となったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除します<sup>(注4)</sup>。

$$\boxed{\text{貸倒れに係る消費税額}} = \boxed{\text{貸倒れに係る金額 (税込み)}} \times \boxed{\frac{6.24}{108}} \text{ 又は } \boxed{\frac{7.8}{110}}$$

(注3) 相手方に対する売掛金その他の債権につき、更正計画認可の決定により切り捨てられたことその他一定の事実が生じたため、税込価額の全部又は一部を領収できない場合をいいます。

(注4) 適用には、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの実事を明らかにする書類の保存が必要です。

※ 軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、貸倒れに係る消費税額を計算する必要があります。



## ■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…？

貸倒れに係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、貸倒れに係る金額（税込み）に、その貸倒れの対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を乗じて計算した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る貸倒れの金額として、税率ごとの貸倒れに係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{c} \text{【軽減税率分】} \\ \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{（税込み）} \end{array} = \begin{array}{c} \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{（税込み）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{分母のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）} \\ \text{貸倒れの対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額（税込み）} \end{array}}$$

## 6 中小事業者の税額計算の特例

この節では、課税資産の譲渡等の税込価額又は課税仕入れに係る支払対価の額等を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者を対象とする税額計算の特例（経過措置）について説明します。

### 1. 中小事業者の税額計算の特例（経過措置）の概要

軽減税率の下では、前述の税額計算にあるとおり、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率の異なるごとに区分経理を行い、税率の異なるごとに税額計算を行うこととなります。

この点、区分経理に対応する準備が整わないなど、国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額又は課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）については、2019年10月からの一定期間について、課税計算の特例を用いて、課税標準額及び課税仕入れ等に係る消費税額（国内における課税仕入れに係る消費税額及び外国貨物の取引に係る消費税額）を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。

## ＼教えて！軽減税率！／

**Q5** 税額計算の特例を使える「困難な事情」とは、どのような場合をいいますか？

**A5** 「困難な事情」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げ又は仕入れにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の事情をいいますので、その理由は問いません。

## 2. 売上税額の計算の特例

### (1) 売上税額の計算の特例の概要

課税売上げ（税込み）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、経過措置として、課税売上げ（税込み）の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を計算する特例が認められています。

「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

#### ① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

#### ② 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の前年同月同様の10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。ここでいう通常の前年同月同様の10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

#### ③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

上記①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

なお、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

### ■ 特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ（税込み）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上げ（税込み）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{①小売等軽減仕入割合（卸、小売業のみ可）} \\ \text{又は ②軽減売上割合} \\ \text{又は ③50\%（①、②が困難な場合に可）} \\ \hline \end{array}$$

## (2) 小売等軽減仕入割合の特例

### ① 対象事業者

次のイからロの要件を満たす中小事業者が適用できます。

- イ 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者<sup>(注1)</sup>
- ロ 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ハ 課税仕入れ等（税込み）について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者

（注1）卸売業とは、他の者から購入した商品はその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいいます。

小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で卸売業以外のものをいいます。

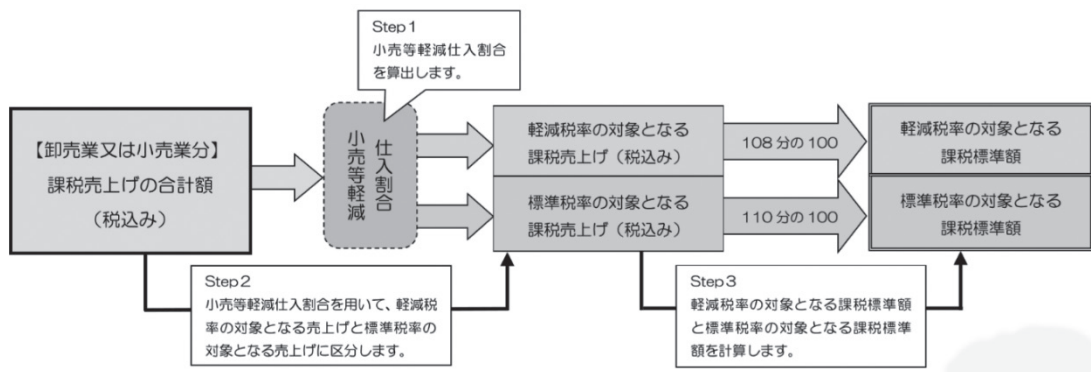
卸売業及び小売業の範囲は、簡易課税制度の事業区分と異なることはありませんので、例えば、製造小売業は小売業に含まれません。

### ② 適用対象期間

「小売等軽減仕入割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間です。

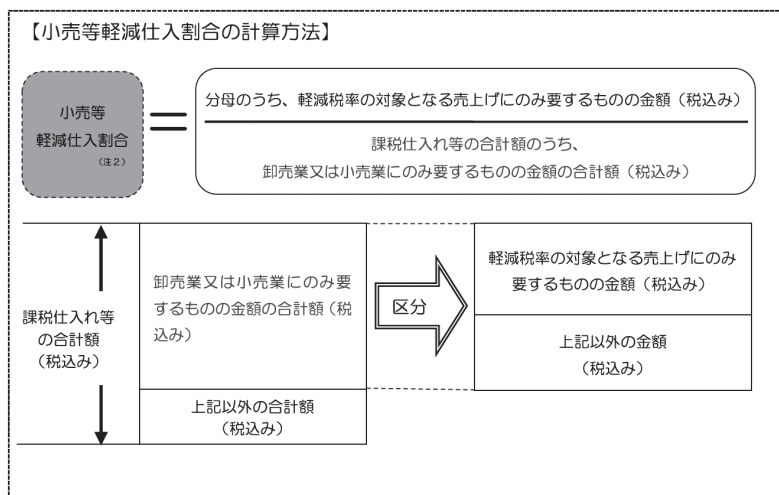
### ③ 小売等軽減仕入割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

#### ■ 小売等軽減仕入割合を用いた課税標準額計算のイメージ



#### Step 1

小売等軽減仕入割合を計算します。

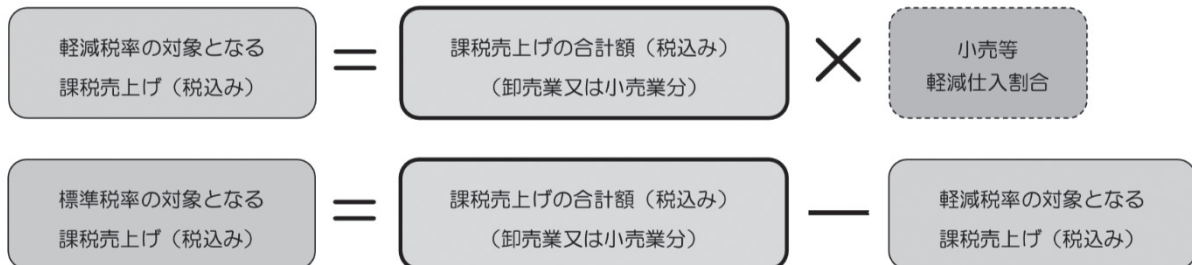


（注2）主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、小売等軽減仕入割合を算出することが困難な場合は、小売等軽減仕入割合を50%として計算することができます。



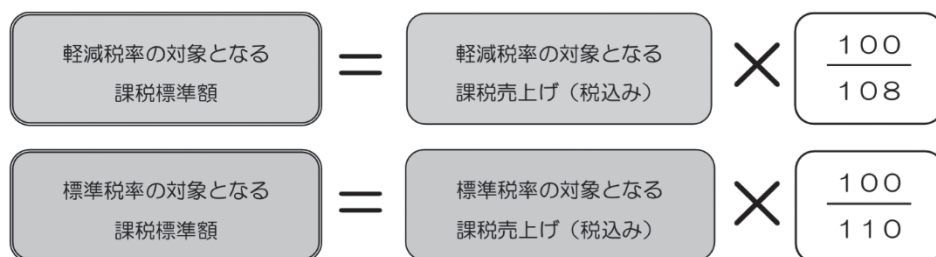
## Step 2

小売等軽減仕入割合を用いて、卸売業又は小売業に係る売上げを、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



## Step 3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



算出した税率ごとの課税標準額（1,000 円未満切捨て）に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

### (3) 軽減売上割合の特例

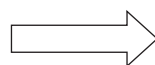
#### ① 対象事業者

軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者であれば、業種に関係なく適用することができます。

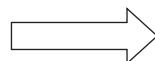
例：飲食店業を営む事業者で持ち帰り（テイクアウト）と店内飲食（イートイン）がある場合



売上げを区分経理  
することができない



テイクアウト 8%



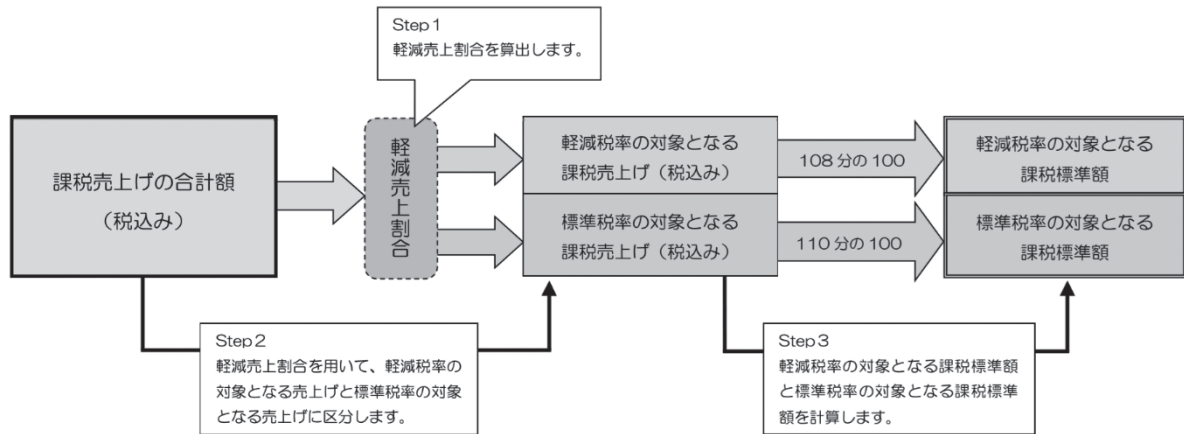
イートイン 10%

② 適用対象期間

「軽減売上割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間です。

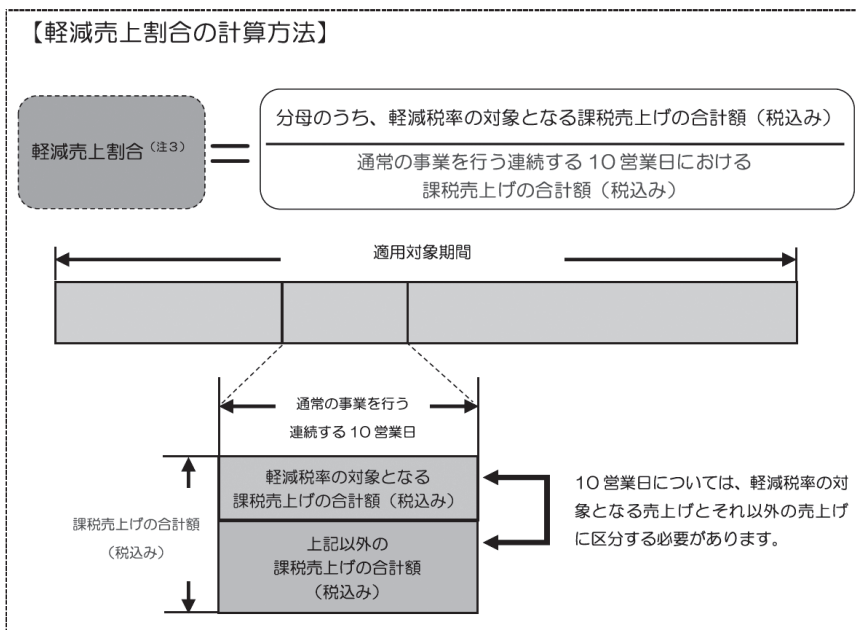
③ 軽減売上割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

■ 軽減売上割合を用いた課税標準額計算のイメージ



Step 1

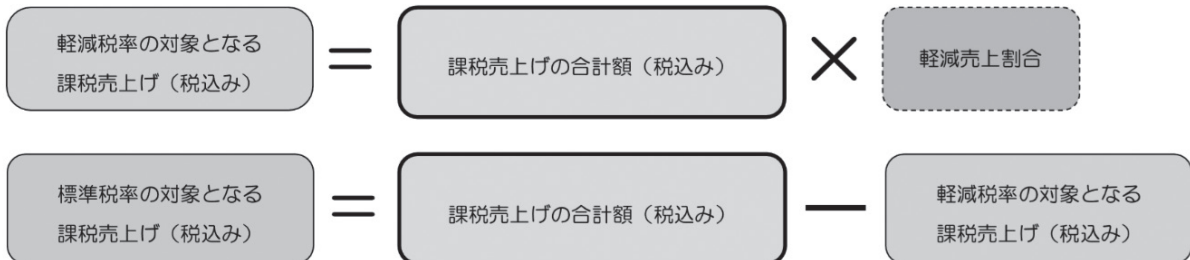
軽減売上割合を計算します。



(注3) 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、軽減売上割合を算出することが困難な場合は、軽減売上割合を50%として計算することができます。

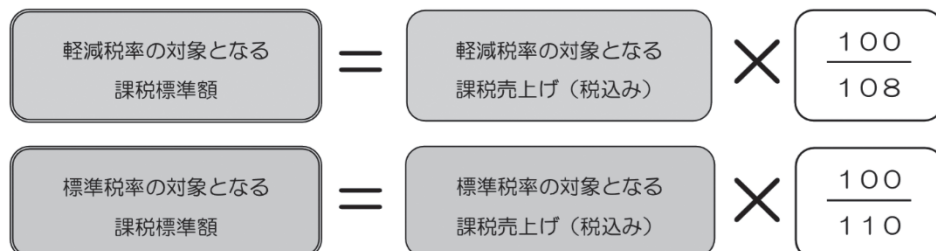
## Step 2

軽減売上割合を用いて、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



## Step 3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



算出した税率ごとの課税標準額（1,000 円未満切捨て）に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

### 3. 仕入税額の計算の特例

#### (1) 仕入税額の計算の特例の概要

課税仕入れ（税込み）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

##### ① 小売等軽減売上割合の特例

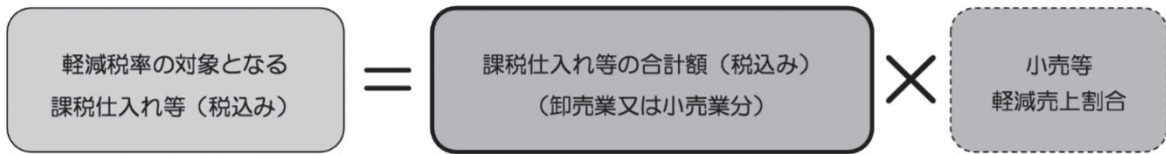
課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

##### ② 簡易課税制度の届出の特例

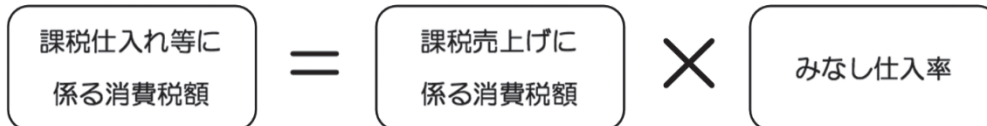
簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。



## ■ 小売等軽減売上割合を用いて計算する場合



## ■ 簡易課税制度の計算方法により計算する場合



### (2) 小売等軽減売上割合の特例

#### ① 対象事業者

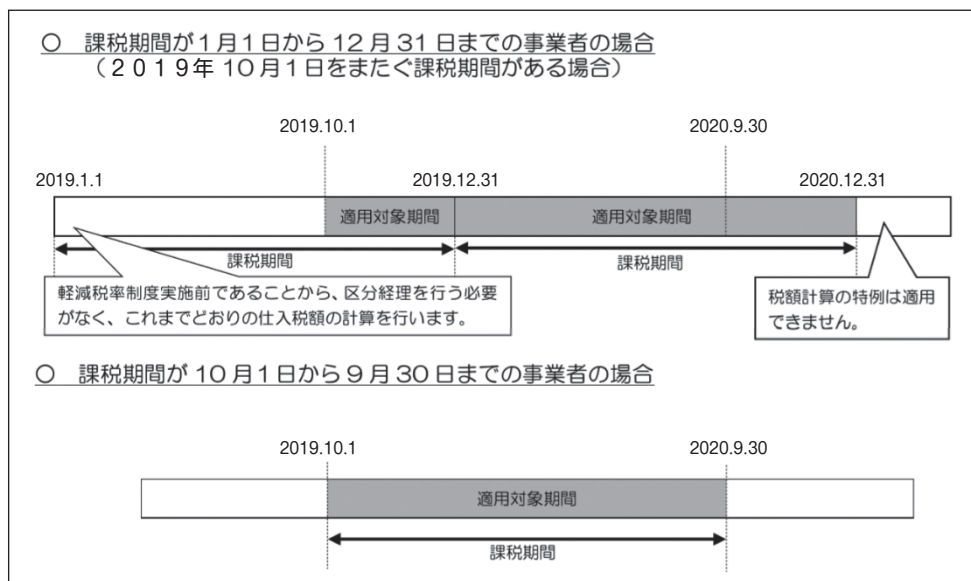
次のイからロの要件を満たす中小事業者が適用できます。

- イ 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者
- ロ 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ハ 課税売上げ（税込み）について、税率の異なるごとに区分経理ができる事業者

#### ② 適用対象期間

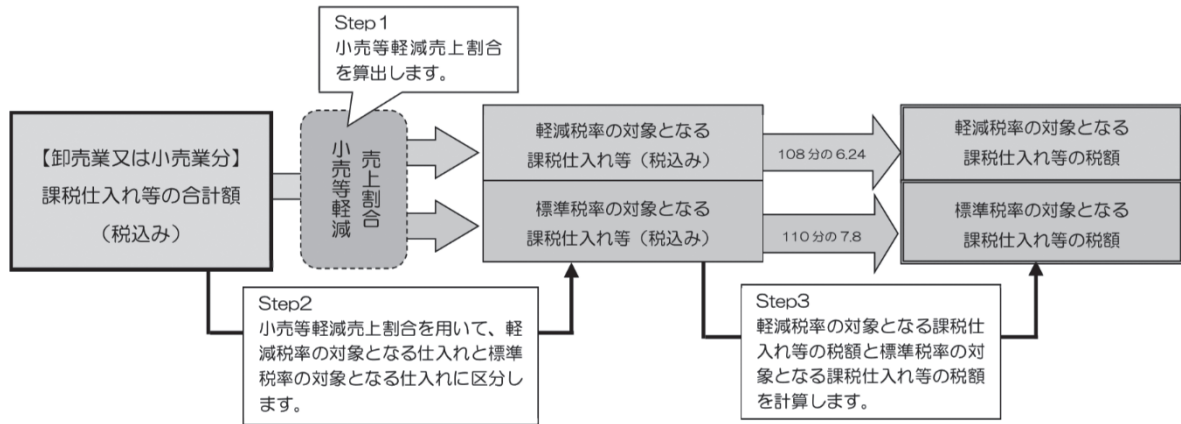
「小売等軽減売上割合の特例」を適用できる期間は、課税期間のうち、2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

2019年10月1日をまたぐ課税期間においては、2019年10月1日の前後で適用関係が異なります。



## ③ 小売等軽減売上割合の特例による課税仕入れ等の税額の計算方法

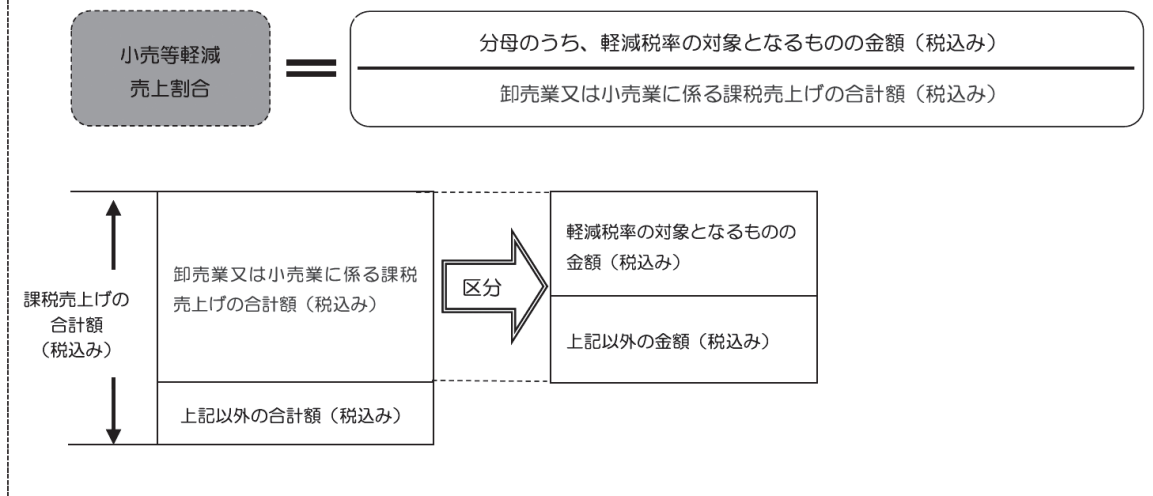
### ■ 小売等軽減売上割合を用いた課税仕入れ等の税額計算のイメージ



### Step 1

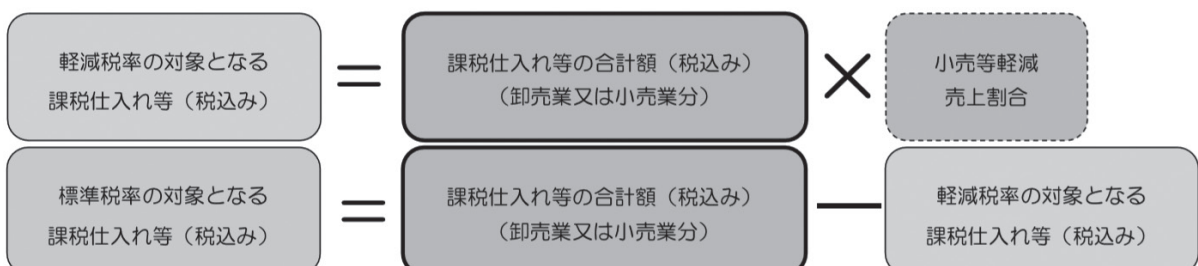
小売等軽減売上割合を計算します。

#### 【小売等軽減売上割合の計算方法】



### Step 2

小売等軽減売上割合を用いて、卸売業又は小売業に係る課税仕入れ等について、軽減税率の対象となる課税仕入れ等と標準税率の対象となる課税仕入れ等に区分します。



### Step 3

軽減税率の対象又は標準税率の対象となる課税仕入れ等の税額を計算します。

$$\begin{aligned} \text{軽減税率の対象となる課税仕入れ等の税額} &= \text{軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \\ \text{標準税率の対象となる課税仕入れ等の税額} &= \text{標準税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）} \times \frac{7.8}{110} \end{aligned}$$

### (3) 簡易課税制度の届出の特例

#### ① 対象事業者

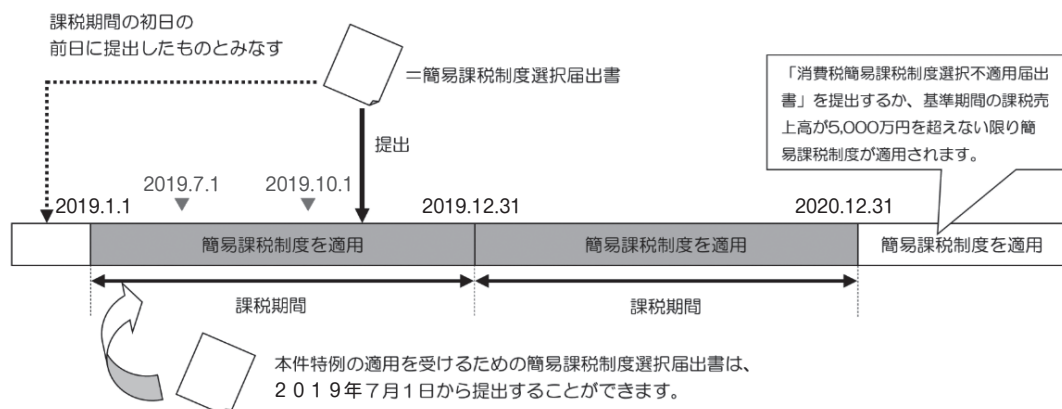
中小事業者は、課税仕入れ等（税込み）を税率の異なるごとに区分することについて困難な事情があれば、適用することができます。

#### ② 適用対象期間

「簡易課税制度の届出の特例」を適用できる期間は、2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間です。

なお、「簡易課税制度の届出の特例」を適用した場合は、事業を廃止した場合等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできません。

#### ○ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合





## 7 適格請求書等保存方式

この節では、2023年10月1日からの仕入税額控除の方式である適格請求書等保存方式について説明します。

### 1. 適格請求書等保存方式の概要

2023年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

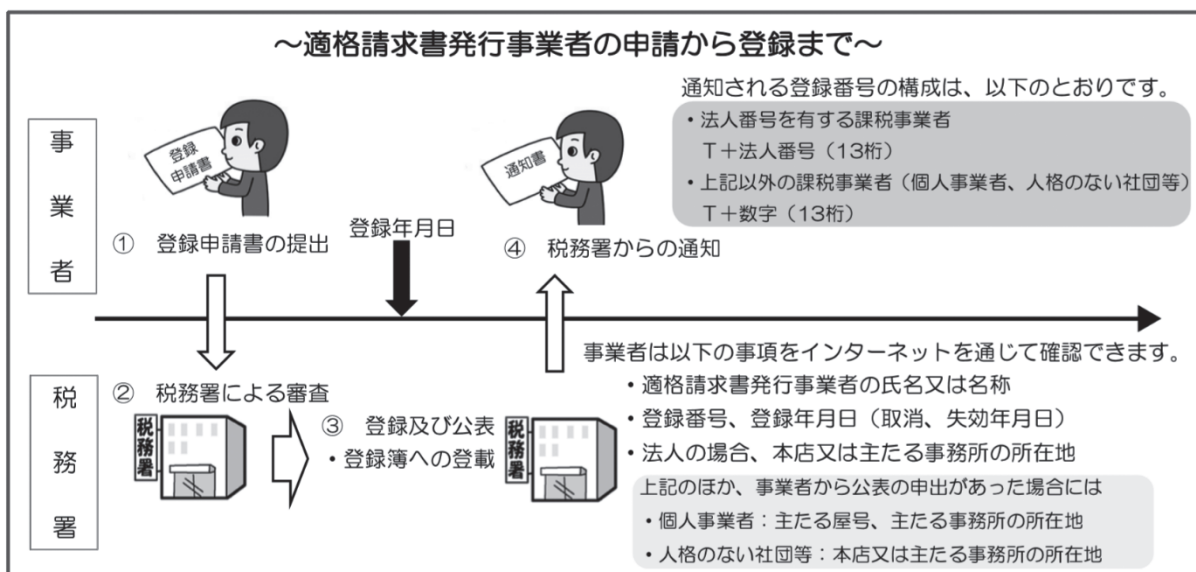
適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

#### 適格請求書とは

「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

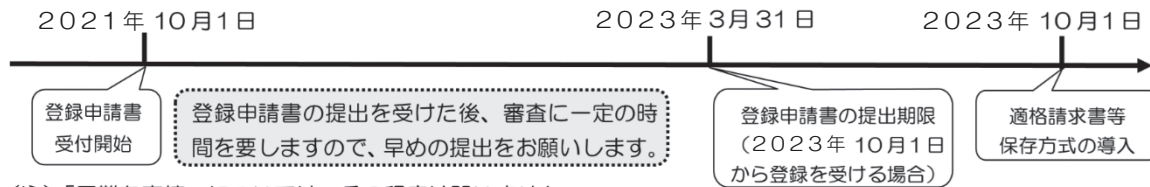
### 2. 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
  - 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。
- なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



### 《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、2021年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日まで（ただし、困難な事情<sup>(注)</sup>がある場合には、2023年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



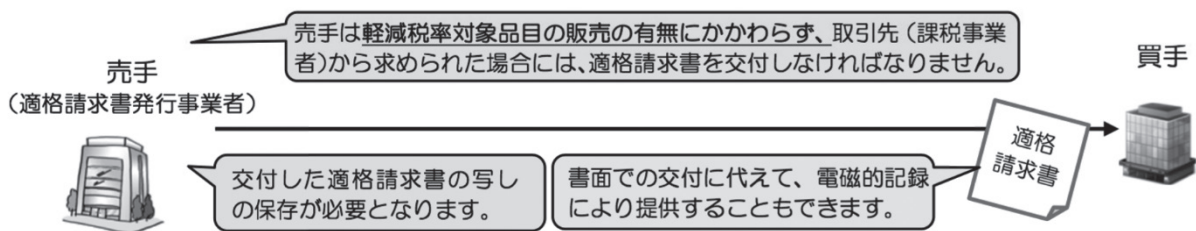
(注)「困難な事情」については、その程度は問いません。



基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

### 3. 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。



1. 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
2. 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
  - (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
  - (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

## 《適格請求書に係る電磁的記録による提供及び保存方法》

● 適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、以下の方法があります。

- ① EDI取引における電子データの提供
- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供



メールによる提供      電磁的記録による保存

● 提供した電磁的記録の具体的な保存方法として、タイムスタンプを付す、又は訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定めるといった措置が必要になります。

なお、税務署長の承認を受ける必要はありません。

● 保存の際には、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど一定の要件を満たす必要があります。

● 提供した電磁的記録は、提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存しなければなりません。

### (1) 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

#### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 適格簡易請求書※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシ業等が交付することができます。

請求書

△△商事(株) 登録番号 T12345...

11月分 131,200円      ××年11月30日

| 日付   | 品名            | 金額          |
|------|---------------|-------------|
| 11/1 | 魚 ※           | 5,000円      |
| 11/1 | 豚肉 ※          | 10,000円     |
| 11/2 | タオルセット        | 2,000円      |
| ...  | ...           | ...         |
| 合計   | 120,000円      | 消費税 11,200円 |
|      | 10%対象 80,000円 | 消費税 8,000円  |
|      | 8%対象 40,000円  | 消費税 3,200円  |

適用税率及び消費税額等の記載      ※ 軽減税率対象

スーパー〇〇

東京都..... 登録番号 T12345...

××年3月1日

領収証

|          |    |             |
|----------|----|-------------|
| ヨーグルト※   | 1  | ¥108        |
| カップラーメン※ | 1  | ¥216        |
| ペットフード   | 1  | ¥550        |
| 合計       |    | ¥874        |
| 8%対象     |    | (内消費税額 ¥24) |
| 10%対象    |    | ¥550        |
|          |    | (内消費税額 ¥50) |
| お預り      |    | ¥1,000      |
| ※ 軽減税率対象 | お釣 | ¥126        |

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載      ※両方記載することも可能



## 教えて！軽減税率！

Q6

適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか？

A6

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、適格請求書に該当します。

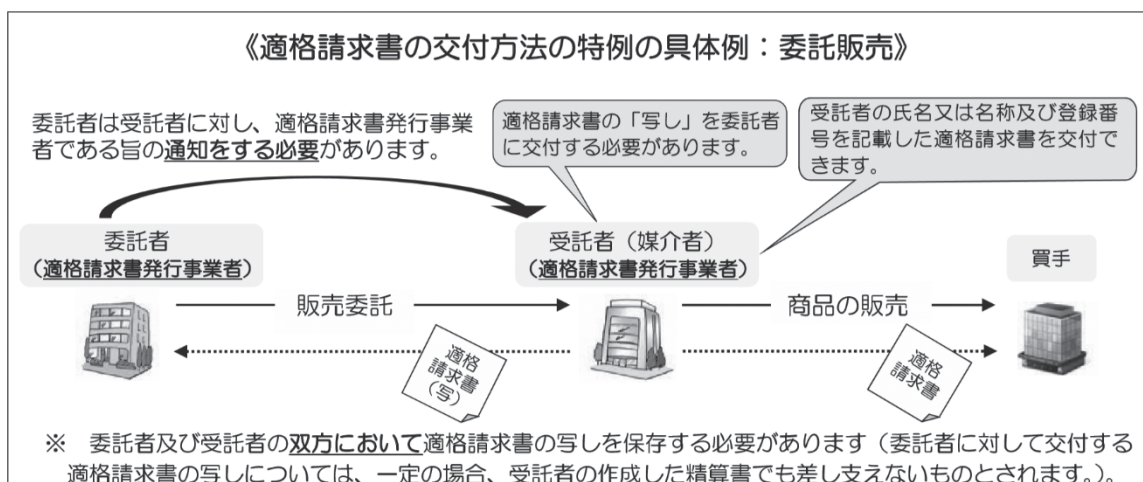
### (2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

### (3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。



## 4. 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（以下(3)参照）を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### (1) 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式（P12）の記載事項と同様です。

### (2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（買手側が作成する書類で適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（P34（2）②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

### (3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP34（2）①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ



現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

### 《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

| 期 間                        | 割 合         |
|----------------------------|-------------|
| 2023年 10月1日から2026年 9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 2026年 10月1日から2029年 9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

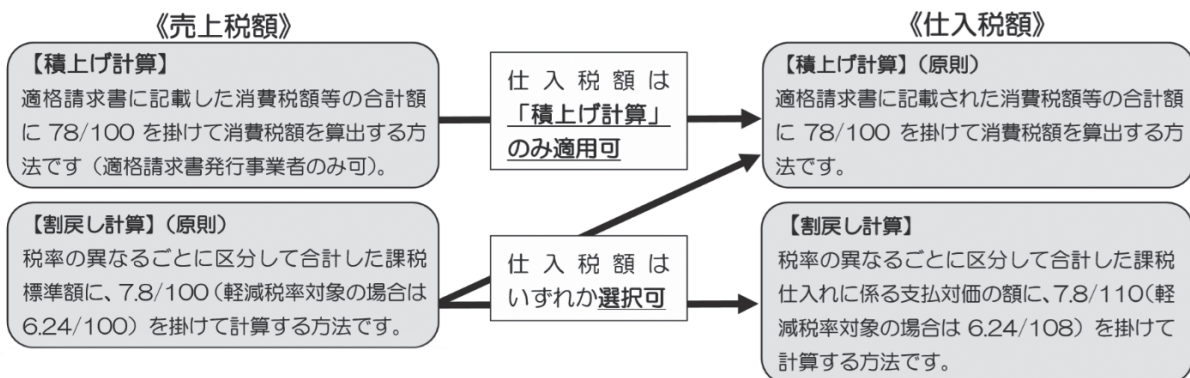
## 5. 税額計算の方法

2023年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。



## ！ 免税事業者の方にご留意していただきたいこと

■ 免税事業者も区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



（参考）

現行において、課税事業者は、取引額が3万円未満の場合等は請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められています。この取扱いについては、区分記載請求書等保存方式の下でも変更はありません。

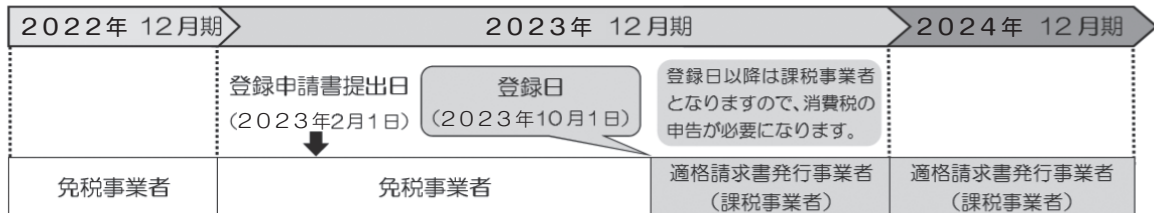


## 1 登録日が2023年10月1日の属する課税期間の場合（経過措置の適用がある場合）

（例）12月決算の法人で、2023年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

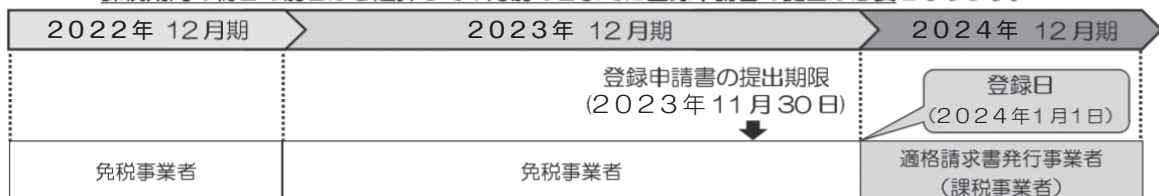
また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



## 2 登録日が2023年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である2024年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



# 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」による事業者支援を行っています。

### 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

#### 【POINT】

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

|      |   |
|------|---|
| 対象者  | 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等   |
| 補助率  | 原則 3/4<br>なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5  |
| 補助上限 | レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円【※①】<br>なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円<br>1事業者あたり上限200万円<br>【※① 2019年2月6日から券売機を補助対象化】 |
| 完了期限 | 2019年9月30日まで  |

## 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

### 【POINT】

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

### <受発注システムの改修等支援>

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等            |
| 補助率  | 原則 3 / 4   |
| 補助上限 | 1000 万円（発注システム）、150 万円（受注システム）                                   |
| 完了期限 | 2019 年 9 月 30 日まで<br>システム会社に改修を依頼する場合は、2019 年 6 月 28 日までに事前申請が必要 |

### <請求書管理システムの改修等支援>（2019 年 2 月 6 日から補助対象化）

|      |   |
|------|---|
| 対象者  | 軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム（※②）の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等<br>（※② 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム） |
| 補助率  | 原則 3 / 4  |
| 補助上限 | 150 万円  |
| 完了期限 | 2019 年 9 月 30 日まで   |

## 軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

フリーダイヤル  
[通話料はかかりません]

**0120-398-111**

IP電話等からの問い合わせ先

または **0570-081-222** [通話料がかかります]

**03-6627-1317** [通話料がかかります]

【URL】 <http://kzt-hojo.jp/> 【受付時間】 9 : 00 ~ 17 : 00（土・日・祝除く）

## ＼教えて！軽減税率！／

Q7

複数税率に対応するための POS のレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、修繕費（必要経費又は損金算入）に該当しますか？

A7

プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する資本的支出として取り扱われることとなりますが、複数税率に対応するための POS のレジシステムや商品の受発注システムの改修費用は、一般的には軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等に該当しないものであれば、修繕費に該当します。

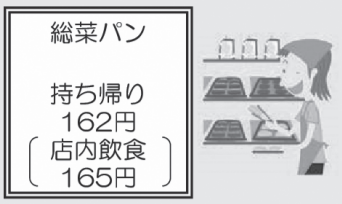


## 軽減税率制度実施後の価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

軽減税率制度実施後は、例えばイートインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

### 【イートインスペースがある小売店の価格表示の例】

| 異なる税込価格を設定する場合   |   | 税込価格を統一する場合   |
|--|---|---|
| <p>① 持ち帰りと店内飲食<br/>両方の税込価格を表示</p>  | <p>② 店内掲示等を行うことを前提にど<br/>ちらか一方のみの税込価格を表示</p> <p>(店内掲示)</p> <p>店内飲食され<br/>る場合、価格が<br/>異なります。</p>  | <p>③ 持ち帰りと店内飲食を<br/>同一の税込価格で表示</p>  |

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）

#### 【参考】税抜価格による表示

2021年3月31日までは、誤認防止措置を講じている場合に限り税抜価格による表示も認められます。

# 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認下さい。

## ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

## ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

## ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

## ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

## ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。





## 私の経営理念～人を活かす経営～

川原 正孝氏（株式会社ふくや 代表取締役会長）

1月16日、鹿児島市の鹿児島サンロイヤルホテルにて、平成31年新春講演会を開催しました。

講師に、株式会社ふくや代表取締役会長の川原正孝氏を招き、「私の経営理念～人を活かす経営～」と題して、ご講演いただきました。

辛子明太子を初めて世に生み出した創業者である父・俊夫氏との思い出話やエピソードを交えながら、先代の想いを大事に守りつつも、時代の変化に合わせた商品開発や人材活用を通じた業績拡大、企業と地域のあるべき関係等についてお話しいただきました。

ここでは、熱き先代の思いが散りばめられた講演の内容を要約してご紹介します。

### 第1章 父の生き立ちとふくや創業

ふくやの創業者である私の父・川原俊夫は、大正2年に韓国の釜山で生まれ、中学卒業後に結婚、そして満州に渡った後に出征し、沖縄の宮古島で終戦を迎えました。

元々、川原家は福岡出身だったこともあり、引揚後は福岡に戻り、日本での生活をスタートしました。

多くの戦友が死んだ中で自分が生き残ったため、「戦争で生き残った私たちに復興の責任がある。これからは社会の役に立つように生きよう」と強く思ったそうです。就職の話もあったのですが、会社員よりも自営業のほうが時間もお金も自分でつくれるからと、父は商売人の道を選択しました。

そして、戦後の混乱の中における食料品不足の解決に対する使命感と、地縁も血縁も、そして信用もない福岡では現金商売でないと難しいだろうという判断から、食料品店を営むことにしました。

こうして昭和23年10月、中洲市場に「ふくや」は誕生したのです。



ふくやの店頭立つ創業者の川原俊夫氏

## 第2章 商売人として

開業当時、既に福岡には老舗と呼ばれる規模の大きな食料品店も存在していたことから、両親は商売をする上で次のようなことに留意していたようです。

### 1. 値引きをしない

当時は、店頭価格から値引き交渉を経て購入する、というのが一般的な商習慣として根付いていたようです。

しかし、父は消費者の立場で考えたときに、交渉の巧拙で値段が変動するのはおかしいと感じたことや、仕入れ先や商店が適切な利益を確保しながら、消費者が販売価格に納得すれば商売は安定するという思いから、値引きを行わなかったようです。

### 2. お金のかからないサービスの提供

至極単純な話ですが、父の手伝いをしていた母の考えで、来店したお客様に少しでも長くお店に滞在してもらえようとのお茶を出していました。これはお茶を提供することで、お客様とコミュニケーションを図りながら、商品に関するフィードバックや潜在的需要を探ろうとしていたのです。

### 3. 商売が良くない時こそ元気を出す

商売には良い時もあれば、悪い時もあります。良い時は自然と元気が出るものですが、悪い時こそ元気を出すべきなのです。景気という言葉にある通り「気」が商売においても非常に重要なのです。

私の母は、立っている茶柱を発見すると、それをわざわざ取っておき、お客様に気付かれないようにそっとその茶柱をお客様のお茶に入れることもありました。そのくらい、お客様の「気」や「縁起」に対しても注意を払っていました。

## 第3章 明太子はこうして誕生した

老舗の商店と競合しないよう、父は当時どの商店も取り扱っていない外国の缶詰や中華系の食材販売に活路を見出します。そのおかげで売上は大きく伸びたようです。しかし、時間の経過とともに同業他社も同様の商品を取り揃えるため、気が付けば売上は元に戻っていました。

そのような状況でも、「いいやないか、また売れる商品を探せば。」と父は前向きそのものでした。これが「明太子」誕生につながっていくのです。

店頭で並べる商品が次第に模倣される状況の中で、商品を卸す以外に目玉になる、ふくやオリジナルの商品が必要だと次第に考えるようになりました。

そんなある日のことです。食料品として仕入れた商品に生たらこがありました。



当時、たらこは焼いて食べるのが一般的でしたが、韓国では生たらこをキムチにつけて食べていたのです。韓国で育った両親はその味が忘れられず、父が試作品をつくったのが明太子の始まりです。早速、中洲市場の引揚者の仲間にあつちまるところ、美味しいと好評だったので、店頭に並べ販売を始めました。昭和24年1月10日のことです。

ですが、当初は辛すぎるとたくさんのクレームがあったようです。売れるかどうかもわからない商品なので諦めそうなのですが、父はめげずに日本人の口に合うよう、味の改良等研究を重ねていったのです。

## 第4章 また食べたい「あの味」、そして「博多名物」へ

父が明太子を開発・販売した頃は、朝鮮戦争による特需の影響等もあり、博多の街は好景気に沸いていました。その流れに乗ってふくやも順調に業績を拡大し、食料品店としては福岡で5本の指に入るほどの規模になっていました。

しかし、明太子はほとんど売れなかったそうです。周囲からはあまりにも売れないので販売中止を進言するものや、単なる道楽と揶揄するものもいたようです。

その一方で、父はPTAや自治会、清掃等の地域活動にも積極的に参加していました。その会合の寄り合いの席に参加する度に、父は明太子を持っていき、味のフィードバックを得る場としていました。

明太子が売れ始めたのは、販売から10年近く経った頃になります。福岡が支店経済都市として発展していく中で、東京・大阪・名古屋から福岡に転勤してきたサラリーマンの中にはPTA活動等を通じて、父の明太子を食べた方も大勢いらっしやったようです。

そして、明太子の味に慣れた方が駐在を終えて福岡を離れた後、一般的な焼いて食べる塩たらこを口にしたところ、なんとなく物足りなく感じたのでしょう。彼らの部下が福岡に出張した際にお土産として買ってくるように頼まれるようになったのです。

そうした方々が商品を買うために中洲市場を訪れると、ふくやの斜め向かいにある漬物屋さんと間違われる方が増え始めました。その度に漬物屋さんのご主人がお客様をふくやに連れてこられるのですが、あまりにも度重なり手間もかかるので、あるとき「商品を販売させてくれないか」と相談を持ち掛けられたのです。

父は即座に「卸はしない」とお断りしたのです。その理由は品質を重視したいという思いからでした。

しかし、父は何を思ったのか、「それなら自分で作ってみらんね?」と言ったのです。つまり、原料の仕入先や保存方法、大まかな製法は教えるから、オリジナルの明太子を作って売ってみたらと提案したのです。ただし、味の決め手となる調味液に関しては、人の味の好みは多様だからという理由から、あえて教えなかったようです。



これをきっかけに、教えを請う方には明太子の作り方を教えるようになり、次第に福岡には明太子製造業者が増えていきました。そして昭和50年3月の山陽新幹線博多開通を契機に、爆発的に明太子が売れるようになりました。現在では明太子の市場規模は約1,400億円、包装して販売する製造業者は120を超えるとも言われています。

父は「明太子は惣菜と同じ」という考えのもと、頑なに製法特許と商標登録を取得することはありませんでした。今でも同業他社で特許や商標を取得しているところはありません。

そうしたオープンな文化とこれまでの各社各様の取り組みの積み重ねが、博多に明太子を根付かせた理由だと考えています。

かつては、「囲い込まずにもったいない」という声をいただいたこともありました。製法も商標も独占していたら明太子業界自体が存在しないことになるので、当社の発展もありえなかったと確信しています。

何より、地元を愛していた父は、明太子を通じて博多が発展していくことに喜びを感じるような人でした。



## 第5章 ふくや入社、社内改革

昭和54年、父の体調が悪化したため、同じく金融機関に勤める兄と私の二人は父に呼ばれ、沈痛な表情でこう告げられました。

「自分の代で店を畳んでもいいが、支えてくれた従業員や取引先様のためにも続けなきゃいかんと思う。だから、どっちか戻ってきてくれないか。」

当時、金融機関での仕事も大変楽しかったため、一瞬躊躇しましたが、私には既に覚悟ができていました。

その頃、兄は中型店舗の支店長という立場でしたから、そう簡単に身動きがとれないだろうと思ったことと、さらに私は小さい頃に父から明太子の漬け込みを教わっており、ある程度製法に関する知識と経験があったことから、私が先に戻るようになりました。

家業に戻ってまず驚いたのが、私の知るふくやの社風を微塵にも感じられなくなっていたことでした。父が入退院を繰り返して、現場を留守にするようになっていた間に、すっかり変わっていたのでした。

以前は、いかに店に長く心地よく滞在していただくかとお客様にお茶を提供していましたが、店が繁盛し始めてからは、いかにお客様を早く帰すかという効率重視のサービスに変容していたのです。

さらには、お客様に商品を渡すのに手一杯で、「いらっしゃいませ」や「ありがとうございます」といった基本的な挨拶すらできない状態でした。

そんな状況が続けば、いずれは他社との味や価格の差もなくなってしまう、と私は先行きに危機感を覚えました。



そこで早速、前職の銀行から講師を招いて接客やマナー研修を半ば強引に実施しました。研修後、その方から「半年後には元に戻るでしょう。」と言われました。

理由を尋ねると、「自ら学ぼうという気持ちがない。」と言われ、さらに「従業員が主体的に取り組むことのできる環境をつくるのが経営者の仕事です。」とのご意見もいただきました。

そこでまず私は、男性ばかりの職場であったため、女性に入社してもらい、ソフト面から改革していこうと考えました。新たに入社する女性従業員たちに、福岡の接客のいい店と評判の悪い店のレポートを課題に与えたのですが、あるレポートにこう記してあったのが印象的でした。

「最初に行ったお店の店員さんは、商品を買おうにもない自分を相手に丁寧に接客してくれ、色々教えてくれた上に帰り際にはありがとうございますと言って見送ってくれた。一方、別のお店では一目見て客にならないと思ったのか、全く無視して相手にもしてくれなかった。将来お金が貯まったら、前の店では買い物をするが、後の店では絶対に買わない。」

結果として、前の店は将来の顧客を得て、後の店は失ったのです。

さらに、彼女たちが入社し、店頭立つようになった後、お客様にアンケートを実施しました。そのアンケートには、社員の対応が良いに印をつけたお客様は、味がよい、価格は適切と答えていましたが、対応が悪いに印をつけたお客様は、味は普通、価格は高いと回答していたのです。

これらのことから、社員（人）によって、ブランド力が大きく変わってしまうことがはっきりと分かったのです。



## 第6章 父亡き後の経営、網の目コミュニケーション

父亡き後は母が社長を継ぎ、またしばらくしてから兄も家業に戻ったため、私は兄とともに経営をサポートする立場になりました。

銀行で研修業務を担当していた兄からの「従業員が自ら学ぶ環境をつくるには、自分の好きなことをやらせたらいい。さらに結果が出るものであれば自らすすんで学ぶはずだ」というアドバイスに従い、社員には自分の好きな資格を取るよう勧め、また兄や私も一緒にチャレンジしたのです。これは現在でも続けており、資格を取得することができたら受験料は会社が負担しています。

また、良い接客をするためにはマニュアルではなく、絶対に必要なことは「感性を磨くこと」だと考えています。

非日常的な経験を通じて、人の感性は磨かれるのです。そのため、休日には映画を観たり、美術館に行ったり、違う世代の人と接する等の活動をするよう積極的に社員に勧めています。

さらに、PTAの役員や青少年の育成活動等の地域ボランティア活動をすれば、月々手当を出す制度も設けています。

これらの活動を当社では「網の目コミュニケーション」と称しています。

企業としても、博多を代表する祭りであるどんたくや博多祇園山笠にも毎年参加しており、地域の活性化にも寄与しています。



## 第7章 経営理念「強い会社、いい会社」

当社の経営理念は「強い会社、いい会社」です。

私が考える「強い会社」とは、変化に対応できる会社です。父に生前言われた言葉に「味は守るな。そして、今日売れたからと言って明日も売れると思うな。」というのがありますが、このメッセージがあったからこそ、今日まで商品の改良を加えながら、ナンバー1の味づくりを目指してくることができたのだと思います。

そして、社会貢献を果たすためにも、確実に利益を上げて発展していくことも重要だと考えています。

また、「いい会社」とはいい社員が多いことが挙げられます。では、いい社員とはどういう社員かというところ、「A（当たり前のことを）B（バカみたいに）C（ちゃんとやる）」ができる社員だと考えています。

そして、いい会社とは社員を大事にすることも挙げられます。これは給料を多く支払うということではなく、せつかく縁ができた社員の雇用を守るように努めていく会社であること、そして何より社員一人ひとりが自らの力で輝き、会社だけではなく、さまざまなシーンで生き生きと活躍できるよう育てる会社でありたいと願っています。

それが、ひいてはお客様の満足にもつながり、地域社会の発展にも貢献することになると信じているからです。



### 講師プロフィール

福岡県福岡市博多区に生まれる。福岡相互銀行（現西日本シティ銀行）を経て、昭和54年に株式会社ふくや入社。平成9年に代表取締役社長、平成29年に代表取締役会長に就任。

時代の変化に対応した積極的な新商品開発と、人を活かし地域に愛される経営手法により、業績を拡大し続けている。

平成28年より福岡商工会議所副会頭に就任。趣味は博多祇園山笠。

メディア出演に「カンブリア宮殿」（テレビ東京）等



## 連携の力で切り拓く新たな地平



### 事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会

理事長 田中博氏



異業種の企業連携によって、地域経済を牽引・活性化しようとするムーブメントが薩摩川内の地から生まれています。

平成30年10月に設立したばかりの「事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会」では、地方創生と向き合う官民一体となった取り組みを垣間見ることができます。

『今後、地方と中小企業はどうあるべきか?』そのヒントを探りに、理事長の田中博氏に今後の展望等についてお話を伺いました。

#### ◆組合設立の背景

私達が組合として法人化する前は、任意団体「薩摩川内市企業連携協議会」として活動していました。

この団体は薩摩川内市が先導役となって、市内の企業間交流や情報交換、連携等を通じて、「市内企業や市経済の発展」・「雇用の拡大」・「産学官等の交流促進」を目的として掲げ、平成25年11月に設立されました。

設立にあたって会長就任の話をいただいたのですが、唐突な打診であったことや、当時は仕事の関係で鹿児島を離れ、福島に赴任していたこともあり、非常に当惑したのを鮮明に覚えています。

しかし、設立の趣旨や大義を聞くにつれ、この薩摩川内市の活性化のために、この大役を拜命することを決意しました。

就任にあたって、市の担当者とともに賛同を得るため、一軒ずつ市内企業を訪問しま

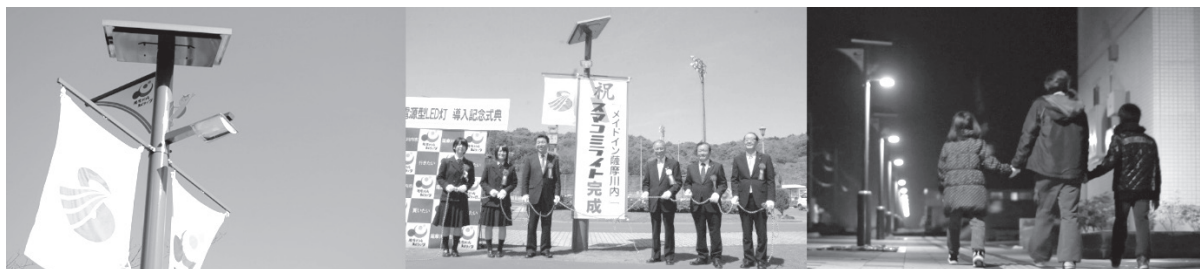


力強さと躍動感が伝わる  
薩摩川内市のロゴ

した。企業を訪問し、対話を重ねる中で協議会として取り組むべき活動や目指すべき組織像が、ぼんやりとですが見えてきました。最終的に設立にあたって、69社の企業が会員となり、船出しました。

設立後は、会員一体となって求人に関する事業や新商品開発等の事業を推進し、活性化に努めてきました。

具体的には、市内の高校の企業見学会受入や「スマコミライト」と呼ばれる商品の開発・販売、鹿児島純心女子大学と包括的連携に関する協定の締結などです。



独立電源型ソーラーLED灯「スマコミライト」は薩摩川内市の産官学が提携して開発された。電源を使用しないことから災害時における活躍が期待されている。

そのような活動を続ける中で、会員数も年々増え続け、100社を超えるまでになりました。会員企業が増える中で、私がこの協議会を設立して良かったと思えたことの一つに、会員間の相互交流を通じて、仕事の受発注といった繋がりが生まれたことが挙げられます。

これまで県外の企業に外注していた企業と仕事を受注したい企業がお互いを知ることによって、結果的に薩摩川内市内で自己完結することが出来るようになったのです。

このような成果を生みながら、より一層の自主的な事業運営体制構築の機運が高まったこともあり、設立から5年目となる昨年、法人化を決意しました。

組合設立にあたっては最終的に126名の組合員での再出発となりました。これまで薩摩川内市が事務局を担っていましたが、新たなメンバーによる事務局を設けたことで、薩摩川内市との連携を継続しつつ、より一層主体的な活動を推進できる体制が整ったと考えています。

## ◆組合の特徴と部会

当組合の最大の特徴は、組合員が異業種であることが挙げられます。

一般的な事業協同組合は、同業種の集まりによって、共通する経済事業を実施することでメリットを得ることを目的としています。

一方で、同業者同士という点においては、その業界特有の商習慣や環境によって比較的閉ざされた世界になってしまう面は否めないと思います。

反対に、自社と関連のない業界を知り、交流を図ることによって、同業者同士では得られない大きな気付きや学びを得ることができます。

そこで、当組合では7つの部会を発足し、活動に力を入れています。

部会では、それぞれの組合員に共通する課題を挙げ、取り組むことによって、ビジネスにおけるヒントやメリットを享受できるようにしています。

たとえば、雇用労務改善の部会では、求人から採用にいたるまでの過程において使用



# 組合インタビュー

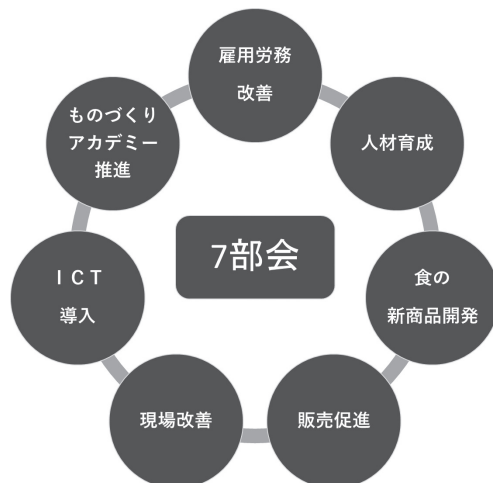
する書式の共通化・標準化に取り組んでいます。

これは、人材雇用において必要となる書式を組合員それぞれが独自に作成するのは大変なので、共通するフォーマットを導入することで事務負担を減らすことを目指しています。

また、人材育成に関する部会では、組合員向けに実施したアンケート結果に基づいたセミナーの開催、新卒採用や離職防止についての対応に関する意見交換を実施することで、組合員企業の人材育成に寄与することを目指しています。

部会長には40代が多いことから非常にエネルギッシュな雰囲気になっています。さらに、組合の理事が各部会を担当し、役員会で報告する仕組みを敷いていることから、活発な意見交換が行われています。

このように、部会長と役員が車の両輪となって積極的にリードすることで、組合員の部会への参画意識向上に努めています。



さまざまな切り口において連携を図っている各部会

## ◆広報活動



組合の広報活動には、「FMさつまませんだい」への出演を通じて、組合の活動や組合員企業の取り組み等について幅広く紹介している。

女性ならではの視点や感性に基づいて、組合及び組合員に関する情報を広く内外へ発信していきたいと考えています。

## ◆地域の雇用と人材確保

前身の任意団体の頃より、雇用機会の提供や人材確保を目的として、学校と企業の情報交換会や学生及び先生の企業見学会を実施してきましたが、引き続きこの活動は力を入れていきたいと考えています。

組合における共同事業の一つに共同求人事業がありますが、平成31年の1月に「さつまませんだい仕事.com」というサイトを市が新たに立ち上げました。このサイトはハローワークと連携を図っていることもあり、ハローワークの求人情報にプラスアルファの企

業情報を追加して掲載しています。当サイトを通じて、企業へ直接問い合わせを行うことも可能です。

ここでは、組合員企業も多数掲載されていますので、市と連携を図りながら、このサイトが有効に活用されるよう組合としても周知に努めたいと考えています。

どの地域にも共通して言えることだと思いますが、人材確保・定着を巡る課題は深刻化する一方です。人材を確保できないため、事業の拡大や継続を断念せざるを得ないという事態は決して他人事ではなく、当組合においてもよく話題に上ります。

組合員の話に耳を傾けると、経営や管理を担う人材よりも現業職における人材不足感が顕著なようです。

薩摩川内市内における雇用の創出と地元人材の定着を図るという既存の目的はもちろんですが、将来的な備えとして組合員からもニーズのある外国人材の活用についても検討する必要があると感じています。



新たに立ち上がった「さつませんだい仕事 .com」  
<https://satsumasendai-shigoto.com/>



学校と企業の情報交換会の様子

## ◆今後の企業連携・共同事業

私たちは異業種による企業連携や官民一体となった取り組みで、徐々に社会的な注目が集まっているようです。

それを一つの誇りとしながら、今後もあらゆる組織や団体と連携を深め、組合員企業の有形・無形の価値や魅力の向上にむけて取り組んでいくとともに、「薩摩川内市にいて良かった、来て良かった！」と実感できる地域づくりを目指したいと思います。

| 組 合 の 概 要 |   |       |              |
|-----------|---|-------|--------------|
| 組合名       | 事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会  |       |              |
| 理事長       | 田中 博  | 設立年月日 | 平成30年10月5日   |
| 主 業       | ・組合員のためにする共同求人<br>・組合員の取り扱う製品の共同販売 等  |       |              |
| 住 所       | 薩摩川内市西向田町6番32号  |       |              |
| 電 話       | 0996-41-3850  | F A X | 0996-41-3860 |
| U R L     | <a href="https://renkei-satsumasendai.jp/">https://renkei-satsumasendai.jp/</a> |       |              |



岡野エレクトロニクス株式会社の代表取締役を務める田中理事長

取  
材  
後  
記

組合員からの信望も厚く、類まれなるリーダーシップを発揮する田中理事長。「みんなで良くなっていこうよ」という発言に、組合にかける想いのすべてが集約されていると感じました。その情熱と行動力を原動力として活気溢れる地域づくりに奔走する姿が目に見えました。



想いを込めた  
畳づくりで  
日本の家屋を  
支える

有限会社宮畳工場 代表取締役  
宮 伸一郎 氏

畳は、長きにわたり日本家屋の建材として使用されており、日本人の暮らしを支えてきました。日本の風土に合った家屋をなす畳は、職人が伝統の技術を駆使してつくりだし、私たちの心に落ち着きを与えてくれます。

今回は、「日本の素晴らしい畳文化を発展させよう」との経営方針のもと、伝統の技術を受け継ぎつつ、新たな取り組みに挑戦し続ける有限会社宮畳工場を訪れ、お話を伺いました。

## ◆ 有限会社宮畳工場

当社は、明治45年、宮畳店として創業し、昭和42年に有限会社宮畳工場として法人化しました。今年で創業107年を迎え、私は4代目の社長ということになります。

畳は、ベースとなる畳床にい草などの畳表を縫製することで完成するのですが、当社では畳床の製造から畳の製造・納品・補修まで、一貫して提供できることを強みとしています。また、当社は九州でも4社しかないJIS工場に認定されており、品質に自信を持って商品を提供しております。

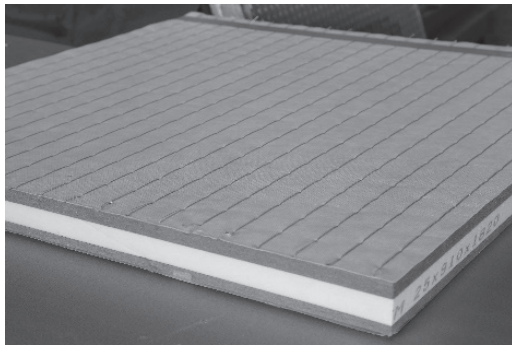


代表取締役 宮 伸一郎 氏



有限会社宮畳工場





左写真のような畳床に畳表を縫製し、畳が作られる。畳床や畳表の組み合わせによって、さまざまな機能を持った畳を作ることができる。

#### ◆ 4代目社長へ

私は、さつま町に生まれ育ち、県内の大学を卒業しました。いつかは家業の畳屋を継ぐのだ、という思いは心のどこかにありましたが、学生の際は柔道に打ち込んでおり、将来は教員となって柔道を教えたい、とも考えていました。

様々な事情から、最終的に教員の道は断念しましたが、社会経験を得る意味もあり、大学卒業後は県外の住宅資材メーカーに就職しました。もちろん畳を取り扱う部署もありましたが、私は他の資材を取り扱う部署に配属され、システムキッチンや床材、壁材などの営業を行っていました。この時の経験は、家を構成している様々な資材を知ることができたという意味で、非常に勉強になったと思います。



自身の経験もあり、  
柔道畳への思い入れは強い



就職して3年になろうかというころ、鹿児島に戻るきっかけとなる出来事が起こりました。町の区画整理に合わせ、実家の工場が移転する話が持ち上がったのです。その時、父から、「お前がウチを継ぐなら移転して新しい工場を建てようと思うが、どうする？」と相談を受けたのです。

正直なところ、仕事を覚え始めて楽しくなってきたところでしたし、私としてはもっと外で勉強したいという気持ちが強かったです。最後まで悩みましたが、父もそろそろ事業承継について真剣に考えなければならない年齢でしたし、母も私が帰ってくることを望んでいたようでした。結局、鹿児島へ帰り家業を継ぐことに決めました。平成6年のことでした。



# 元気を出そう！がんばれ中小企業

## ◆ すべてが初めて、畳屋のしごと

そのような経緯で、私が27歳の時、当社に入社しました。住宅の資材メーカーで経験を積んだとはいえ、畳屋の仕事ははじめてのことばかりでした。特に技術的なことについては、全く経験がありませんでしたから、覚えるのは大変でした。父は将来を見据え、早い段階から経営に関する仕事も私に任せてくれていましたので、経営と現場の仕事の両立は、慣れるまで時間がかかりましたね。



畳の製造には、長年の経験に裏打ちされた熟練の技術が必要となる

また、地方中小企業の人間として、地域の方と交流することも、仕事を覚えることと同じくらい大事なことだと思っていました。さつま町に戻り、まず私がしたことは、地元業者さんや地域の方々に顔を覚えてもらうことでした。

一目で宮畳工場の人間だとわかってもらえるよう、背中に大きく「畳」と書かれたジャンパーを着て、街を走り回ったのはいい思い出です。

町内会や商工会が開催するイベントに参加したり、組合の青年部として活動したりと、皆様のおかげで大変充実した時間を過ごすことができました。その時の経験が今の私につながっているのだと思っています。

周囲の方々に支えられながら、少しずつ仕事が形になっていき、今から15年前の平成16年に、社長に就任しました。

## ◆ 畳の魅力と業界の現状

畳の歴史は古く、室町時代に現代の畳敷きが誕生し、茶道とともに発展してきたと言われています。「おもてなし」や「慈しみ」といった日本人独特の感性の産物であると言えます。

畳の香りは人々の心を落ち着け、独特の雰囲気をつくることができます。

また、湿度調整・空気清浄機能や、弾力性があり人体にやさしい構造など、人々の暮らしや健康を守るために大きな役割を果たしており、たくさんの魅力があります。

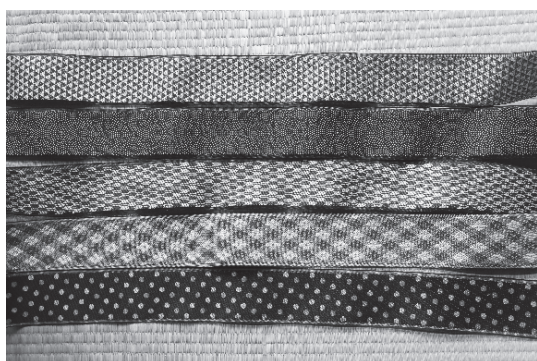
しかしながら、皆さんもご存知のとおり、近年の住宅は洋風化しており、和室の数はどんどん減少しています。一昔前は、必ずどの住宅にも和室が何室かあったものですが、生活スタイルの変化や価格の問題から、今では和室が1部屋もない住宅というのも珍しくありません。

需要が減少し続けていることに加え、後継者不足から廃業する畳屋が増えており、現在の畳業界は危機的状況にあります。ふすま、障子などの建材の取扱いを始める畳屋が増えるなど、我々にも大きな変化が求められています。

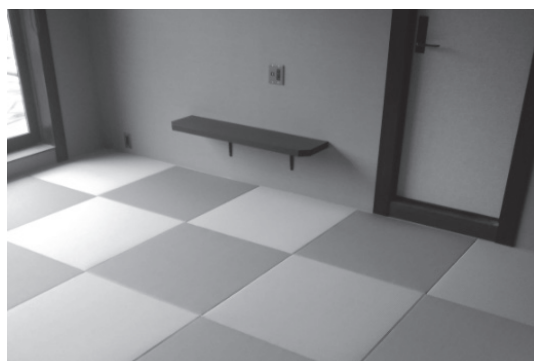
#### ◆ 厳しい時代を乗り切るために

近年、お客様のニーズが多様化しており、多品種小ロット、短納期の要求が強まっています。

さまざまな間取りの住宅ができていますから、今までにないようなサイズの畳床が必要になるケースや、高齢化の進行から、転んでもけがをしない衝撃緩和畳、まるごと水洗いできる畳など、幅広いニーズがあります。この厳しい時代を乗り越えるためには、こうした要望に一つ一つ向き合っていくことが必要です。

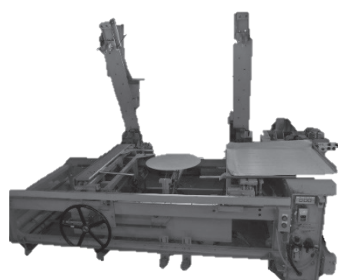


多様なデザインの縁を用意している



洋室との相性が良い縁なし畳も人気がある

そうした要望に応えるため、当社では「平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」を活用し、設備投資を行いました。小型熱圧着機、縫製機、裁断機といった機械を導入することで、生産効率が飛躍的に向上し、販売機会損失が大幅に減少しました。また、多品種・小ロット・短納期の生産を実現し、お客様の要望に応えることが可能となりました。



縫製機を導入することで、従来は手作業に頼っていた縁なし畳の作業効率・精度が大幅に向上した。

# 元気を出そう！がんばれ中小企業

## ◆ いま、畳業界に必要なこと

このように、当社としては、設備投資などに取り組んできましたが、やはり1社の力には限界があります。そこで、県下一円の畳業者で組織される鹿児島県畳工業組合では、柔道畳の商品ブランド開発や、組合のTVCM放映などに取り組んできました。

柔道畳は、約5年の開発期間を経て、10年ほど前から販売を始めました。

その後も現在に至るまで研究・改良を続けています。私たちのような畳屋が提供することで、規格品のみならず、初心者用、上級者用など、用途に合わせた畳を提供することが可能です。

開発当初は、お客様から厳しいお言葉をいただくこともたくさんありましたが、ここ数年、ようやく自信を持てる商品になってきたと感じています。

長年にわたる取組みがやっと日の目をみましたので、本当に嬉しい気持ちでいっぱいです。今後も、継続してこのような取組みをしていくことが、業界の活性化につながっていくと考えています。

## ◆ さいごに

畳の存在自体が希薄になっている昨今、畳の新たな価値を創出し、効果的に消費者へPRしていかなければ私たちの未来はないでしょう。

そのためには、各社の経営努力もさることながら、組合の取組みのように、業界が一致団結し、力を結集することが必要です。

そして、私の子供がこの家業を「継ぎたい」と言ってくれるような、また、そう言ってくれた時に、私も自信をもってバトンを渡せるような、そんな企業、業界にしていくために、これからも皆で力を合わせて頑張りたいと思います。

有限会社宮畳工場  
代表取締役 宮伸一郎

〒895-1812

本社：鹿児島県薩摩郡さつま町虎居町10-17

工場：鹿児島県薩摩郡さつま町柚木ヶ谷4233-1

Tel 0996-53-0653 Fax 0996-52-3385

URL <https://miya-tatami.jimdofree.com/>



取  
材  
後  
記

物腰の柔らかい振る舞いと穏やかな口調で、終始なごやかな雰囲気のもとで取材することができました。厳しい状況が続く畳業界ですが、将来を見据えた熱い想いと、人とのつながりを大事にする経営姿勢は、多くの人々を巻き込み、畳の未来を切り拓いていくのだろうと感じました。



## 【組合青年部研究会】

### ～経営革新計画策定の意義について学ぶ～

南日本新聞南伸会

1月15日、鹿児島市の「南日本新聞会館」にて、南日本新聞販売事業協同組合青年部会南日本新聞南伸会を対象に組合青年部研究会を開催した。

本会職員が講師となり、「経営革新計画策定の意義について～最近の中小企業施策から～」と題し、経営計画を立てることの重要性について講演が行われた。

経営革新制度は、自社にとっての新たな取り組みを3～5年の計画で作成・実行することであり、承認を受けると各種支援策を活用できる。

計画を作成することで、経営理念やビジョンの確認・共有、目標達成のための一体感の醸成といった企業内部への好循環を生むメリットがあることを説明した。



熱心に学ぶ南伸会会員のみなさま

## 【消費税軽減税率対策窓口相談等事業講習会】

### ～キャッシュレス決済について学ぶ～

1月17日に奄美市の「奄美観光ホテル」、1月18日に鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」にて、消費税軽減税率対策窓口相談等事業講習会を開催した。

株式会社リクルートライフスタイルの塩原一慶氏を講師に迎え、「消費税増税に伴う軽減税率対策とキャッシュレスポイント還元について」と題し、事業者の収益増加につながる経済対策として注目を集めるキャッシュレス決済について講演が行われた。

塩原氏は、「キャッシュレス化することで、現金不足による購入の断念などの機会損失を防止できる。また、会計に必要な時間や人手を節約できることも大きい。さらに、販売データを集計し、マーケティングに活かすことができるなど様々なメリットがある。」と述べ、キャッシュレス決済が浸透している中国や国内の先進事例も交えながら、期待される効果などについて説明した。



両会場とも多くの参加者が訪れた



## 【創立40周年記念講演会及び祝賀会】

～40年の節目を迎え、新たなスタートを～

鹿児島県中小企業組合士協会

1月22日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」にて、鹿児島県中小企業組合士協会（久木留寛会長 会員54名）の創立40周年記念講演会及び祝賀会が開催された。

記念講演会では、一般社団法人日本ほめる達人協会 特別認定講師の壹岐晃一郎氏を講師に迎え、「ほめる達人が教える業績アップの秘訣」と題し、ピンチをチャンスに転換する思考である独自のコミュニケーション術「ほめ達」について講演が行われた。

続いて開催された祝賀会では、久木留会長が「組合運営の経験と専門知識を備えた人材は必要不可欠であり、中小企業組合士の存在意義はますます高まっている。今後とも会員の資質向上はもとより、組合士制度の普及促進に努めたい。」と挨拶した。

その後、来賓を代表し、本会 小正芳史会長、全国中小企業組合士協会連合会 黒川政春会長が祝辞を述べた。

また、長年協会運営に貢献してきた久木留寛氏（組合士協会現会長）、那須泰昭氏（組合士協会前会長）に対し記念品が贈呈され、盛会のうちに終了した。



2代目会長の長崎操氏（中）から記念品を贈呈される久木留寛会長（左）、那須泰昭前会長（右）

## 【消費税軽減税率対策窓口相談等事業講習会】

～消費税転嫁対策特別措置法について学ぶ～

1月24日、鹿児島市の「ホテルリブマックス鹿児島」にて、消費税軽減税率対策窓口相談等事業講習会を開催した。

弁護士の新井健一郎氏を講師に迎え、「消費税転嫁対策セミナー」と題し、消費税転嫁対策特別措置法の概要などについて講演が行われた。

新井氏は、「消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の円滑かつ適切な転嫁を確保するための法律である。中小事業者が取引する際、大規模事業者による減額や買ったときなどの転嫁拒否行為を禁止しているので理解しておくことが重要である。」と述べ、転嫁対策のポイントなどについて説明した。



消費税転嫁対策への理解を深める受講者

## 【組合自治監査講習会】

### ～監事に必要な知識について学ぶ～

1月29日、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」にて、組合自治監査講習会を開催した。

監査法人かごしま会計プロフェッション 社員・公認会計士の森毅憲氏を講師に迎え、「監事の役割と監査の方法」と題し、組合における監事の役割や監査の具体的な手法などについて講演が行われた。

森氏は、「通常の監事監査では、時間の制約上、一般的に必要なと考えられる監査手続きのすべてを実施することは困難かもしれない。しかし、いずれの手続きも、先入観を排除し、監事自らの常識的な見識に基づき、納得するまで実施することが重要である。」と述べ、着目すべきポイントなどについて説明した。



講習会の様子

## 【組合まつり in TOKYO】

### ～全国の中小企業組合が大集結～

1月30日・31日、東京都の「東京国際フォーラム」にて、組合まつり in TOKYO（東京都中小企業団体中央会主催）が開催された。

組合まつりは、中小企業の世界発信プロジェクト2020の一環として2017年から開催されているイベントで、全国の中小企業組合117組合が集結し、組合の知名度アップや組合製品の展示・販売を通じた販路拡大に取り組んだ。

本県からは、協業組合ユニカラーと鹿児島県経済事業協同組合（小正醸造(株)、(有)鹿児島ますや）の2組合が出展し、業界や地域の魅力を広くPRした。

当日は、多くの来場者が訪れ、試飲・試食・体験を通じ様々な産業やサービスに触れるなど、存分に賑わった。

出展組合の中には、今後につながる引き合いを得たケースもあり、新たなビジネスチャンス創出の場となった。



会場の雰囲気

## 【組合間連携研究会】

～旅行業界が目指すべき方向性について学ぶ～

鹿児島県旅行業協同組合・熊本県旅行業協同組合

1月31日、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」にて、鹿児島県旅行業協同組合及び熊本県旅行業協同組合を対象に組合間連携研究会を開催した。

高崎経済大学 地域政策学部 観光政策学科 准教授の井門隆夫氏らをパネリストに迎え、「これからの旅行業界のあり方について」と題し、旅行業界の変化などについてパネルディスカッションなどが行われた。

井門氏は、「単に企画・手配をするだけにとどまらず、地域づくりを行い、地域一体となって観光資源を創出することが重要である。」と述べ、現代の業界に求められる役割などについて説明した。

また、その後、組合間で意見交換会が開催され、新たな旅行スタイルの確立に向けて活発な意見が交わされた。



意見交換会の様子

## 【組合事務局代表者講習会】

～相続・事業承継について学ぶ～

2月7日、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」にて、組合事務局代表者講習会を開催した。

行政書士きざき法務オフィス 代表の木崎海洋氏を講師に迎え、「落語で学ぶ 相続・事業承継」と題し、相続・事業承継のポイントについて講演が行われた。

木崎氏は、「引き継ぐものは目に見える財産だけではない。経営理念、社訓、社是、社会的責任などの不易を優先に考えることは、事業承継がうまくいく企業の共通点である。」と述べ、実例を基に活用できる制度や意外な落とし穴などについて説明した。

また、講演後、鹿児島県中小企業団体事務局協議会と商工中金鹿児島支店との意見交換会が行われ、連携して活性化を図るべく、交流を深めた。



落語形式での講演の様子



## 第58回 「監査の実施時期」について

事業年度終了後の監査は、いつ行うのですか？



はい！お答えします！



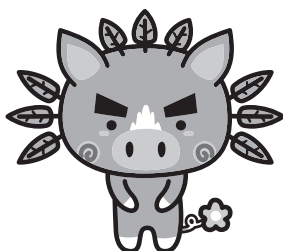
平成19年に中小企業等協同組合法が改正され、同法第40条第6項において「監事の監査を受けた決算関係書類等は、理事会の承認を受けなければならない」旨が定められています。

したがって、監事の監査は、理事会で事業報告書と決算関係書類の承認を受ける『前』に終了しておく必要があります。

なお、定款により権限が会計監査に限定されている組合の監事は、事業報告書を監査する権限がありません。



理事会や総会招集後に監査を実施しないように注意してほしいぶー。





## 平成30年12月 情報連絡員報告

平成30年12月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

売上高や販売価格、資金繰り等がさらに悪化し、業界の景況は停滞しているなど、景気回復の兆しは感じられない。

### 【DI 値 前月比】

|       | 前月       | 今月       | 比較結果 |
|-------|----------|----------|------|
|       | 平成30年11月 | 平成30年12月 |      |
| 業界の景況 | -10      | -11      | ↘    |
| 売上高   | -8       | -15      | ↘    |
| 在庫数量  | -5       | -2       | →    |
| 販売価格  | 1        | -5       | ↘    |
| 取引条件  | -3       | -2       | →    |
| 収益状況  | -13      | -11      | →    |
| 資金繰り  | -7       | -10      | ↘    |
| 設備操業度 | -4       | -7       | ↘    |
| 雇用人員  | -7       | -5       | →    |

### 【前年同月比】

売上高及び販売価格が大幅に悪化した。収益状況や資金繰りも悪化傾向にあり、景気は低迷している。

### 【DI 値 前年同月比】

|       | 前年       | 今月       | 比較結果 |
|-------|----------|----------|------|
|       | 平成29年12月 | 平成30年12月 |      |
| 業界の景況 | -11      | -11      | →    |
| 売上高   | -4       | -15      | ↘    |
| 在庫数量  | -5       | -2       | →    |
| 販売価格  | 5        | -5       | ↘    |
| 取引条件  | -2       | -2       | →    |
| 収益状況  | -6       | -11      | ↘    |
| 資金繰り  | -6       | -10      | ↘    |
| 設備操業度 | -4       | -7       | ↘    |
| 雇用人員  | -5       | -5       | →    |

※ 比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 → = 0 ~ +4 ↘ = -1 ~ -9 ↓ = -9以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

## 製 造 業

### 【食料品（味噌醤油製造業）】

12月は全体的にはほぼ前年並みの売上で推移したようである。なお、前年並みに推移した要因として、量販店の動きが芳しくなく、全体を牽引するような状況になっていないことが上げられる。

### 【食料品（酒類製造業）】

(平成30年12月分データ)

(単位:kl・%)

| 区 分  | H29.12     | H30.12     | 前年同月比    |       |
|------|------------|------------|----------|-------|
| 製成数量 | 15,501.10  | 13,840.40  | 89.3%    |       |
| 移出数量 | 県内課税       | 5,886.90   | 5,601.40 | 95.2% |
|      | 県外課税       | 8,214.50   | 7,103.70 | 86.5% |
|      | 県外未納税      | 3,115.90   | 2,400.20 | 77.0% |
| 在庫数量 | 239,314.60 | 237,400.50 | 99.2%    |       |

### 【食料品（漬物製造業）】

台風の影響による原料不足の影響が続いているが、ここ最近の生育状況は非常に良いため、2019年は原料の豊作が見込まれている。

### 【食料品（蒲鉾製造業）】

12月はお歳暮により売上が多い時期だが、今年はお客単価・ギフトの個数共に減少しており、人口減少や不況、送料の値上げの影響が窺える。また、節分用の蒲鉾も、自宅でお節を作る家庭が少なくなり、出来合いを求められる傾向が強くなっていることから売上が落ち込んでいるなど、全体で5%のマイナスとなった。なお、すり身は1年前より20円/kgの値上げとなっている。

### 【食料品（鯉節製造業）】

昨年同時期の原材料価格は230~248円/kgで推移していたが、本年12月は価格が50円程度下落した。価格の高かった在庫分からの加工処理を行っているが、操業度が落ちているなど業界の状況は厳しい状況にある。

### 【食料品（菓子製造業）】

クリスマスにより、洋菓子店はケーキの受注が多かった。年々購入サイズが小さくなる傾向にあるなか、小型のケーキやカップに入ったケーキなど、種々の工夫がなされたようである。年末帰省の挨拶用の贈答菓子なども大きく変化はなく、餅もパックの餅をスーパーで求められる時代なので伸び悩んでいる。

### 【食料品（茶製造業）】

12月までの累計共同販売実績は、前年度同月累計比60%で、前年同月のみの対比で66%となっている。

### 【本場大島紬織物製造業】

平成30年12月の生産反数357反（前年同月の生産反数406反）で前年同月比マイナス49反となった。

### 【木材・木製品】

用材原木素材は、販売価格が安定せず見通しが悪い展開となっているが、輸出用材は相変わらず好調を保っている。製材製品は、相変わらず横這いの価格が続いており、不足感のある銘柄でも入荷が低調な状況であった。なお、消費税増税前の特需も現時点では見通せない状況にある。

### 【木材・木製品】

原料用丸太の不足感があり原材料相場は上昇していたが、出材量が確保されたことで相場は安定している。製材製品価格については、製品安の展開が懸念されていることから、収益性の悪化が危惧されている。なお、プレカット工場の稼働率は堅調に推移し、一部工場では、非住宅への対応や省力化などを目的とした設備投資も行われている。

### 【生コン製造業】

12月度の総出荷量は129,366立米（対前年比

88.4%、うち官公需は60,745立米（同比87.1%）、民需68,621立米（同比89.7%）で官公需、民需ともに大幅な減少となった。地域別では7地域が増加（増加順に、奄美南部173.7%、南隅149.5%、始良伊佐108.6%）している一方、9地域が減少（減少順に甑島54.3%、沖永良部71.9%、串木野73.6%）した結果となっている。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需77.1%、民需73.7%の合計74.5%の減少となっている。

### 【コンクリート製品製造業】

12月度の出荷トン数は7,817トン（前年同月比78.8%）となった。出荷量は、奄美地区を除く全地区で減少しており、特に始良地区は前年同月比51%となるなど、ここにきて、今年度初めて大きな減少となった。なお、12月度の受注も厳しい状況となっている。

### 【鉄鋼・金属（機械金属工業）】

相変わらず人手不足が続いており、人材確保が急務な状況である。この他、鉄骨をつなぐボルトの品薄状態が続いており、受注契約を締結したくても契約ができない状態が生じており、ひっ迫した状況となっている。

### 【畳製造業】

12月前半は仕事が少しはあったが、後半の受注状況は芳しくない状況であった。

### 【印刷業】

「平成最後」と取り沙汰された年末であったが、印刷業界においては、新年号に対応したカレンダーの増刷等が好景気に繋がるのか、今後期待が持たれるところである。

## 非 製 造 業

### 【総合卸売業】

消費税増税前の駆け込み特需に対応するため、引き続き人材確保が課題となる一方、増税後の需要の落ち込みが懸念される。米中貿易摩擦の動向においては、平成31年2月まで様子見の様相であるが、12月下旬に株式市場が荒れるなど、今後の展開によっては、仕入価格の更なる上昇、企業の景況感悪化につながりかねないか懸念される。

### 【水産物卸売業】

昨年同月比（11月）で数量・金額ともに微増だったが、昨年が一昨年より落ち込んでいたことを踏まえ、一昨年と対比したところ、今年も厳しい月であった。単価も需給バランスから鑑みると数量の微増に対して下落幅がやや大きかったところが懸念される。

### 【燃料小売業（LPガス協会）】

1月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが430ドル

(前月比-15ドル)、石油化学原料のブタンは420ドル(前月比+5ドル)でプロパンは若干下落した。原油相場が軟調に推移し、副産物であるLPGにも波及したものと推定される。

## 【中古自動車販売業】

12月に入り、さらに厳しさを増してきた。新春の商戦を控えていることもあり、少なからず買い控えもあるようなので、新春商戦に期待している。

## 【農業機械小売業】

農家数減少に対応するため、国はスマート農業の普及に力を入れているなか、2019年を新技術へ慣れる年となるような位置付けをしている。

## 【石油販売業】

車輛の燃費改善等により、店頭販売の減少基調が続いている。頼りにしている季節商品の灯油も暖冬の影響を受け、大きく減少している。この他、原油安の影響で、一時的にマージンは回復したものの不安定な原油価格状態は否めない。また、深刻な人材不足にも悩まされており、コストアップは避けることができず、人材育成にも傾注する必要がある。

## 【鮮魚小売業】

12月上旬は水揚げも少なく、飲食関係も通常営業と変わらなかったため、忙しさも特になく、納入する魚介類も平均を下回る結果となった。また、下旬になっても年末商材の数の子、エビ、イカ等のおせち食材も昨年より動きが悪く、大部分が出来合いのおせち料理へ移り変わっている様相を感じた。最終的には前年度対比90~95%の状況である。

## 【商店街（霧島市）】

商店街売上動向は前年比並。小売・飲食業ともに入出が足りない状況は、年を追うごとに増してきており、他の業種も同様な状況である。特に飲食店は、年末年始の繁忙期の人手不足が、致命的な状況となっている。地域によっては購買力の少ないところもあるが、霧島市国分中央地区界隈はまだまだ恵まれている部分もある。一方、目先の売上にとらわれて値を崩し、利益を下げている事業所もあるため、時代の潮流をしっかりと見据えて得意とする分野を活かした支援を行ってきたい。

## 【商店街（鹿児島市）】

客単価は横ばいであるが、客数は減少しているため、厳しい状況となっている。

## 【測量設計業】

補正予算の可決により、当業界の仕事量増加が見込

まれている。

## 【建築設計監理業】

本年度の特例交付金で幼稚園及び小・中学校の普通教室の空調設備に補助金がついたため、各市町村から膨大な設計業務が発注されており、設備関係事務所は多忙を極めている。ほかにも期限厳守の公共事業や民間事業を抱えているなど、年度末までは息つく暇もない状況である。

## 【自動車分解整備・車体整備業】

12月前半は一見忙しい日々が多かったが、後半になると伸びがなく減少した。例年、年明けは暇な傾向となるため今後が気がかりである。

## 【電気工事業】

業況はさして変化はない状態であるが全体的に労働力不足で、人員配置に苦慮しているところが多いようである。

## 【造園工事業】

2020年のかごしま国体開催に関連した運動施設会場周辺整備の公共工事のための整備作業により、伐採木・伐採枝・剪定木・剪定枝葉等の処分が大幅に増加し、忙しい年末となったが、収益を伴わない状況である。

## 【管工事業】

業界の人材不足が叫ばれる中、この度、県内の工業高校生を対象に、初めて管工事業の出前授業を実施し、担い手の確保に向けた取組を行うことができた。

## 【建設業（鹿児島市）】

建設業界では、技術者及び作業員の高齢化による労働力不足が見込まれており、外国人技能実習生を含む建設労働者の確保が喫緊の課題となってきている。

## 【建設業（薩摩川内市）】

人材不足を理由に、受注を断念する事業者もいる状況にある。

## 【貨物自動車運送業】

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して、101.32%の増加となり、前年同月と比較しても100.37%の増加となった。

## 【運輸業（個人タクシー）】

当組合においては、4月~12月において、体調を理由とした廃業者が多数あり、組合員減少が続いている。

## 【運輸・倉庫業】

食品や雑貨は例年並みの物量だったが、繁忙期の期間が短くなっている。長距離運行の備車確保が難しい状況であるが、燃料価格は若干下がり傾向で収支は上向きになっている。



## 平成31年1月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

### 件数11件 負債総額9億2,600万円

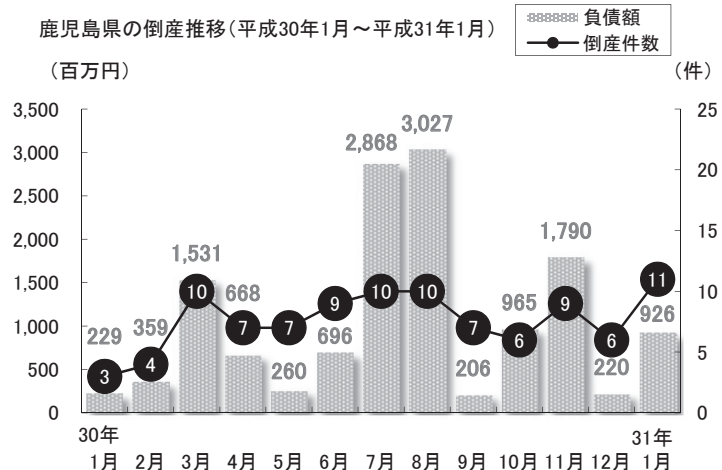
〔件数〕前年同月比8件増 〔負債総額〕前年同月比304.4%増

#### 【ポイント】

～倒産件数が5カ月振りに2ケタとなり、引き続き多い水準が続いている～

- ◆1月の倒産件数は11件で前月、前年同月との比較でいずれも増加し、負債総額についても同じく増えている。事業譲渡後に特別清算となった(株)R(負債総額6億5,000万円)が比較的大きな倒産となったが、それ以外は負債総額5,000万円以下であり、小規模企業の倒産が増えていると言える。
- ◆主因別では全て「販売不振」、規模別では資本金1,000万円未満が9件だった。
- ◆地域別では「鹿児島市」が7件と多かった。

鹿児島県の倒産推移(平成30年1月～平成31年1月)



#### 【今後の見通し】

倒産件数は7カ月連続で前年同月を上回っており、引き続き多い水準となっている。負債総額は月によって変動はあるが、負債総額の小さな倒産の割合が多い。

帝国データバンク発表の「TDB 景気動向調査」によると、1月の鹿児島県の景気DIは45.8で前月より3.2ポイント悪化した。9業界中、6業界が悪化し、先行き見通しも3カ月後、6カ月後、1年後のいずれも低下した。大河ドラマ終了や人手不足、世界景気の状態などで先行きを悲観する声が増えている。

九州経済研究所発表の県内景況では、生産活動は横ばい、畜産関連は相場が下落するなどやや弱含み、消費関連も衣料品、食料品全般で前年を下回って弱含み、観光関連は国内では関東、中部、関西から、海外は韓国からの入り込みが多く持ち直した。

倒産件数は多い状況で、特に小売業が3カ月連続で3件発生し、消費関連が厳しい状況が窺える。景況感は月ごとに変動しており、今年は鹿児島県内で目立ったイベントもないため不安視する声も多く、景気の状態は見守る必要がある。

#### 平成31年1月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

| 企業名  | 業種        | 負債総額(百万円) | 資本金(千円) | 所在地    | 態様   |
|------|-----------|-----------|---------|--------|------|
| N(有) | 内装工事      | 36        | 5,000   | 鹿児島市   | 破産   |
| S(株) | 塗装工事      | 30        | 100     | 鹿児島市   | 破産   |
| (株)G | 飲食店経営     | 10        | 500     | 鹿児島市   | 破産   |
| (有)F | 生鮮魚介卸     | 30        | 5,000   | 鹿児島市   | 破産   |
| (株)A | 人材派遣      | 10        | 5,000   | 鹿児島市   | 破産   |
| (有)R | 男子服小売     | 30        | 3,000   | 鹿児島市   | 破産   |
| S(有) | 農産物卸      | 30        | 5,000   | 南九州市   | 破産   |
| (株)Y | 土木工事      | 50        | 30,000  | 大島郡宇検村 | 破産   |
| (有)H | ホテル経営     | 40        | 3,000   | 西之表市   | 破産   |
| (有)M | 薬局経営      | 10        | 3,000   | 大島郡与論町 | 破産   |
| (株)R | 自動車部品付属品卸 | 650       | 50,000  | 鹿児島市   | 特別清算 |

※主因別では、「販売不振」11件

# 中央会関連主要行事予定

## 「ものづくり補助金」の公募説明会開催

平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」公募説明会の日程・場所が決定しました。

(右表参照)

「ものづくり補助金」は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。

この説明会では主に、事業計画の策定や申請書の書き方等のポイントについて説明します。

※お申込みについては、鹿児島県中央会のホームページから受け付けております。

(<https://kagoshima-mono.jimdo.com/>公募説明会申込/)

表紙・本文中で登場する  
ぐりぶー&さくらとその子供達は  
鹿児島県のPRキャラクターです♪  
© 鹿児島県ぐりぶー・さくら#545-1



### 平成31年3月

|                  |   |
|------------------|---|
| 1日(金)<br>16:00~  | 中央会理事会<br>鹿児島市「城山ホテル鹿児島」                  |
| 4日(月)<br>13:30~  | ものづくり補助金公募説明会<br>鹿児島市「城山ホテル鹿児島」           |
| 8日(金)<br>13:30~  | ものづくり補助金公募説明会<br>奄美市「奄美サンプラザホテル」          |
| 11日(月)<br>13:30~ | ものづくり補助金公募説明会<br>薩摩川内市<br>「薩摩川内市国際交流センター」 |
| 13日(水)<br>13:30~ | ものづくり補助金公募説明会<br>鹿屋市「ホテルさつき苑」             |
| 15日(金)<br>13:30~ | ものづくり補助金公募説明会<br>霧島市「かごしま空港ホテル」           |

### 平成31年4月

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 25日(木)<br>13:30~ | 中央会理事会<br>鹿児島市<br>「鹿児島サンロイヤルホテル」 |
|------------------|----------------------------------|

## 中小企業かごしま

(平成30年度 活性化情報第4号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会  
会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

HP <http://www.satsuma.or.jp/>

印刷所 斯文堂株式会社

写真協力 霧島市

### 今月の表紙

#### 霧島神宮(霧島市)

天孫降臨の神話の主・瓊瓊杵尊(ににぎのみこと)を祀り、高千穂の地に建立されている。坂本龍馬が参拝したことや、九州屈指のパワースポットとして広く知られている。総合旅行プラットフォーム「エアトリ」を運営する株式会社エアトリの調査によると、「死ぬまでに行きたい日本の寺・寺院」ランキングで出雲大社や伊勢神宮を抑え、堂々の一位に輝いている。

